

委 員 会 録

○名 称 予算特別委員会（１日目）

○日 時 令和８年３月１１日午前１０時００分から至午後３時４５分

○場 所 和束町議会議場

○出席委員 委員長 岡田 勇 副委員長 吉田哲也
委員 ８名 欠席 ０名

○説明出席者 町長 参事 理事 管理職員

○議長等 議長 畑 武志 副議長 岡田 勇

議会事務局 局長 長谷川真理 書記 藤井 祥太（総務課職員）

令和 8 年和束町予算特別委員会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。本日は、予算特別委員会にご参集いただき、ご苦勞さまです。

本日、議会中継機器操作補助として、総務課職員の議場への入場を許可しておりますので、ご承知おきください。

初めての予算特別委員会でありますので、委員会条例第 9 条の規定によりまして、年長の岡田 勇委員に臨時委員長をお願いいたします。委員長と交代します。

○臨時委員長（岡田 勇君）

年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。

ご協力をお願いいたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

これより、予算特別委員長の選挙を行います。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、委員長の選挙は、指名推選の方法で行います。

指名は、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、私、岡田 勇を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、私、岡田 勇が委員長に当選しましたので、この場から告知いたします。

○委員長（岡田 勇君）

ただいま委員長に当選しましたので、委員長就任のご挨拶をいたします。

予算特別委員会委員長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは皆様方のご推挙によりまして、予算特別委員長という大役をお受けすることになりました。皆様のご協力を得まして一生懸命努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日と明日の２日間審議をいただき、委員の皆様におかれましては、令和８年度当初予算が単年度でとどまらず、将来を見据え、住民福祉の向上を念頭に、活発に質疑を行っていきたいと思います。また、町長をはじめ職員の皆様方におかれましても、明快なる答弁をお願いいたします。

２日間、スムーズな審議になりますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

それでは、副委員長の選挙を行います。

副委員長の選挙は、指名推選の方法により、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、副委員長に吉田哲也委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、吉田哲也委員が副委員長に当選されました。

吉田哲也委員に、この旨、告知いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託された議案第１号から議案第７号まで、令和８年度和東町一般会計予算及び和東町各特別会計予算並びに各公営企業会計予算を一括議題といたします。

提案理由については、施政方針を本会議で述べられましたので、参事及び担当課長から議案についての説明を求めます。

なお、議案書及び各資料は事前に配付されていることから、説明に当たっては、議案書は款のみの数字にとどめ、事項別明細書については特に重要なもののみとし、簡単明瞭に願います。

それでは、参事から順次説明願います。

参事。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは私のほうから、令和8年度当初予算の概要と主要事項説明書に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

資料のほうをよろしく願いいたします。

最初に1ページでございます。

1. 会計別予算の総括

会計区分、令和8年度予算額、令和7年度予算額、比較増減額、増減率の順に説明申し上げます。

なお、単位につきましては千円となっております。

一般会計、37億2,680万円、39億9,130万円、△2億6,450万円、マイナス6.6%。大きな減額の要因としては、防災行政無線更新工事完了によりまして2億4,200万円の減額となっております。

次に、特別会計でございます。14億8,520万円、15億2,059万円、△3,539万円、マイナス2.3%。

湯船財産区特別会計、190万円、214万円、△24万円、マイナス11.2%。

国民健康保険特別会計、6億2,040万円、6億9,020万円、△6,980万円、マイナス10.1%。

国民健康保険特別会計（事業勘定）、５億１４０万円、５億７，８５０万円、△７，７１０万円、マイナス１３．３％。こちらにつきましては、保険給付費負担金の減少により、△７，８１３万円を見込んでいるという形で予算計上させていただいております。

国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）、１億１，９００万円、１億１，７００万円、７３０万円の増、６．５％の増でございます。こちらにつきましては、人件費、医療材料費の支出の増７６９万４，０００円を見込んでいるものでございます。

介護保険特別会計、７億５，１５０万円、７億３，０３５万円、２，１１５万円の増、２．９％の増でございます。

介護保険特別会計（保険事業勘定）、７億５，１５０万円、７億２，１４０万円、３，０１０万円の増、４．２％の増でございます。こちらにつきましては、保険給付費の増加により、２，９６６万円を見込んだものとなっているところでございます。

次に、（サービス事業勘定）、０円、８９５万円、△８９５万円、マイナス１００％ということで、サービス事業勘定につきましては、昨年度から地域包括支援センターを社会福祉協議会のほうに委託しておりますので、令和８年度につきましては、予算額がゼロとなるものでございます。

後期高齢者医療特別会計、１億１，１４０万円、９，７９０万円、１，３５０万円の増、１３．８％の増となっております。こちらにつきましては、広域連合負担金の増加１，３１７万６，０００円を見込んでいるものでございます。

合計、５２億１，２００万円、５５億１，１８９万円、△２億９，９８９万円、マイナス５．４％でございます。

続きまして、公営企業会計でございます。

簡易水道事業

収益的収入、２億１，３１８万円、２億３，０７６万２，０００円、△１，７５８万２，０００円、マイナス７．６％。

収益的支出、2億1,365万6,000円、2億3,096万円、△1,730万4,000円、マイナス7.5%。

資本的収入、1億2,009万3,000円、6,405万5,000円、5,603万8,000円の増、87.5%の伸びとなっております。

資本的支出、1億9,564万3,000円、1億3,977万6,000円、5,586万7,000円の増、40%となっております。こちらにつきましては、西部水源施設更新事業5,000万円の増、簡易水道事業基本計画策定業務委託料△2,300万円となっているものでございます。

次に、特定環境保全公共下水道事業でございます。

収益的収入、1億7,489万4,000円、1億7,695万円、△205万6,000円、マイナス1.2%。

収益的支出、1億7,523万4,000円、1億7,652万8,000円、△129万4,000円、マイナス0.7%。

資本的収入、1億1,835万円、1億881万6,000円、953万4,000円の増、8.8%。

資本的支出、1億5,660万9,000円、1億4,796万6,000円、864万3,000円の増、5.8%の伸びとなっております。こちらにつきましては、マンホール蓋更新工事900万円の増、将来検討業務委託料1,200万円の減が主な内容となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

一般会計予算歳入歳出内訳でございます。

まず、歳入でございます。

こちらにつきましても、款、令和8年度当初予算額、令和7年度当初予算額、比較増減額の順に説明申し上げます。

なお、増減率の大きな主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願い

いたします。

1 款町税、4 億 3,896 万 3,000 円、3 億 6,003 万 2,000 円、7,893 万 1,000 円の増、21.9%の伸びとなっております。こちらの主な内容につきましては、個人町民税 7,829 万 3,000 円の増収を見込んでいるものでございます。

3 款利子割交付金、89 万 3,000 円、26 万 4,000 円、62 万 9,000 円の増、238.3%の伸びとなっております。こちらにつきましては、預金利息の利上げに伴うものでございます。

4 款配当割交付金、439 万円、333 万 4,000 円、105 万 6,000 円の増、31.7%の伸びとなっております。こちらにつきましては、株式等の配当の伸びを見込んだものでございます。

次に、7 款地方消費税交付金、9,740 万 7,000 円、8,112 万 5,000 円、1,628 万 2,000 円の増、20.1%の伸びとなっております。こちらにつきましては、物品等の価格上昇等による伸び率約 10%を見込んでいるものでございます。

9 款環境性能割交付金、107 万 4,000 円、738 万 4,000 円、△631 万円、マイナスの 85.5%となっております。これは令和 8 年 3 月 31 日をもって旧の自動車取得税でございますが、環境性能割の税のほうが廃止されるため、減収となるものでございます。

次に、10 款地方特例交付金、353 万 6,000 円、23 万 5,000 円、330 万 1,000 円の増、1,404.7%の伸びとなっております。こちらは先に説明いたしました環境性能割交付金及び軽油引取税等の廃止に伴う減収補填分の交付金というものでございます。

15 款国庫支出金、2 億 5,663 万 8,000 円、3 億 1,782 万 6,000 円、△6,118 万 8,000 円、マイナス 19.3%となっております。社会資本整備総合交付金（道路分）でございますが、こちらの減額 5,183 万 5,000 円が主な内

容となっております。

17 款財産収入、1,528 万 6,000 円、337 万 3,000 円、1,191 万 3,000 円の増、353.2%の伸びとなっております。財政調整基金、減債基金、地域福祉基金等の利息増収分でございます。

19 款繰入金、3 億 2,000 万 5,000 円、3 億 6,862 万 9,000 円、△4,862 万 4,000 円、マイナス 13.2%。こちらにつきましては、過疎債償還に伴います減債基金の繰入金につきましては 1,527 万円の増となっておりますが、個人住民税の増収見込みにより、財政調整基金繰入金は昨年と比べまして△5,674 万円を計上させていただいているものでございます。

21 款諸収入、3,550 万 6,000 円、6,414 万 3,000 円、△2,863 万 7,000 円、マイナス 44.6%。こちらにつきましては、ワールドマスタースゲームズプレ大会開催に係りますスポーツ振興くじ助成金 800 万円の増、減額といたしましては、デジタル基盤改革支援補助金減額の 3,861 万 3,000 円を見込んだものとなっております。

22 款町債、2 億 1,650 万円、5 億 540 万円、△2 億 8,890 万円、マイナス 57.2%。こちらにつきましては、防災行政無線更新事業△2 億 4,200 万円、町道中溝学校線改良事業△5,300 万円が主な内容でございます。

歳入合計、37 億 2,680 万円、39 億 9,130 万円、△2 億 6,450 万円、マイナス 6.6%でございます。

次に、3 ページをお願いいたします。

目的別歳出でございます。

こちらにつきましても、款、令和 8 年度・令和 7 年度当初予算額、比較増減の順に説明申し上げます。

1 款議会費、5,470 万 7,000 円、6,160 万 6,000 円、△689 万 9,000 円、マイナス 11.2%。職員人件費の減の部分でございます。

2 款総務費、8 億 2,262 万円、7 億 3,050 万 4,000 円、9,211 万 6,000 円の増、12.6%の伸びとなっております。主な内容でございますが、職員人件費 3,783 万 6,000 円の増、また事業といたしまして、木屋公民館駐車場整備事業 2,200 万円の増、電子計算費 4,180 万 5,000 円、こちらが主な増となっているところでございます。

3 款民生費、8 億 2,025 万 1,000 円、8 億 6,443 万 4,000 円、△4,418 万 3,000 円、マイナス 5.1%。こちらにつきましては、総合保健福祉施設整備事業△5,203 万円、増額要因といたしましては、社会福祉協議会職員設置補助金 632 万円の増額を見込んでいるところでございます。

4 款衛生費、6 億 2,752 万 9,000 円、5 億 8,443 万 8,000 円、4,309 万 1,000 円の増、7.4%の伸びとなっております。国民健康保険（直診勘定）繰出金といたしまして 1,276 万 7,000 円の増、特定環境保全公共下水道会計負担金 509 万 7,000 円の増額、簡易水道事業会計事業負担金 547 万 2,000 円の増額を計上しているものでございます。

5 款農林業費、9,647 万円、1 億 1,782 万 5,000 円、△2,135 万 5,000 円、マイナス 18.1%。主な内容につきましては、職員人件費の減額 2,295 万 2,000 円を計上させていただいております。

6 款商工費、6,904 万 6,000 円、4,381 万 4,000 円、2,523 万 2,000 円の増、57.6%の伸びとなっております。ワールドマスターズゲームズ推進事業費として 2,734 万 3,000 円の増額を計上させていただいているものでございます。

7 款土木費、2 億 4,477 万 3,000 円、4 億 380 万 4,000 円、△1 億 5,903 万 1,000 円、マイナス 39.4%。町道中溝学校線改良事業△1 億 1,064 万 3,000 円、道路台帳整備事業 680 万円の減、河川浚渫事業△1,000 万円が主な内容でございます。

8 款消防費、2 億 4,145 万 3,000 円、4 億 5,510 万 4,000 円、△ 2 億 1,365 万 1,000 円、マイナス 46.9%。一般会計のほうでも説明しましたように、防災行政無線更新事業△ 2 億 4,200 万円、また、木屋地内防火水槽整備事業 2,800 万円増の予算を計上させていただいているものでございます。

9 款教育費、2 億 4,930 万 6,000 円、2 億 7,554 万 4,000 円、△ 2,623 万 8,000 円、マイナス 9.5%。こちらにつきましては、相楽東部広域連合負担金の減額となっているものでございます。

11 款公債費、4 億 8,100 万 2,000 円、4 億 3,457 万 7,000 円、4,642 万 5 千円の増、10.7%の伸びとなっております。こちらにつきましては、償還元金といたしまして 3,741 万 1,000 円の増加、また、償還利息として 901 万 4,000 円の増加を見込んでいるものでございます。

歳出合計、37 億 2,680 万円、39 億 9,130 万円、△ 2 億 6,450 万円、マイナスの 6.6%となるものでございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

先ほどの歳出を性質別に分析をしたものでございます。

こちらにつきましても主なものの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

区分、令和 8 年度当初予算額、令和 7 年度当初予算額、比較増減の増減額、増減率の順に説明申し上げます。

1 人件費、7 億 4,426 万 2,000 円、7 億 2,490 万 4,000 円、1,935 万 8,000 円の増、2.7%の伸びとなっております。主な内容につきましては、(3) 職員給 4 億 2,639 万 2,000 円、1,262 万 5,000 円の増額ということで、3.1%でございます。こちらにつきましては、地域手当分といたしまして 792 万 1,000 円の増、また期末勤勉手当の増加分といたしまして、519 万円を計上させていただいているものでございます。

また、（５）会計年度任用職員でございますが、９，３００万８，０００円、９４３万１，０００円の増額ということで、増減率が１１．３％の伸びとなっております。こちらにつきましては、人事院勧告に伴います給与改定により、報酬分といたしまして６７６万円の増、期末勤勉手当といたしまして３２２万５，０００円の増額分を計上させていただいているものでございます。

次に、２ 物件費でございます。４億４，４８４万２，０００円、４億６４６万７，０００円、３，８３７万５，０００円の増、９．４％の伸びとなっております。主な内容につきましては、地域おこし協力隊事業１，５１０万円の増額、保育園留学推進事業委託１，０４５万の増、橋りょう点検調査業務委託料８００万円の増額、ワールドマスターズゲームズに向けたイベント委託料６９１万８，０００円の増額が主な内容でございます。

次に、３ 維持補修費でございます。２，６２３万５，０００円、４，１１４万２，０００円、△１，４９０万７，０００円、マイナス３６．２％となっております。町道維持修繕事業で△１，０００万円、河川浚渫事業で、同じく１，０００万円の減という形で予算計上させていただいております。

次に、６ 普通建設事業費でございます。２億７，１９３万８，０００円、６億３，０４８万６，０００円、△３億５，８５４万８，０００円、マイナス５６．９％。主な内容でございますが、（２）単独事業費でございます。１億５４５万５，０００円、△３億３，４３３万円、マイナスの７６．０％となっております。こちらの主な要因でございますが、防災行政無線更新工事△２億４，２００万円、町道中溝学校線改良工事△１億１，０００万円、また増額分につきましては、木屋区公民館駐車場整備事業２，２００万円、木屋地内防火水槽整備事業２，８００万円の増額を計上させていただいているものでございます。

次に、８ 公債費でございます。４億８，１００万２，０００円、４億３，４５７万７，０００円、４，６４２万５，０００円の増、１０．７％の伸びとなっております。こ

ちらは先ほど目的別で説明しましたように、元利償還金の増加によるものでございます。

9 積立金 2,508 万 900 円、1,300 万 4,000 円、1,208 万 5,000 円の増、92.9%の伸びとなっております。財政調整基金・減債基金等の利息の増加によるものが主な内容でございます。

10 投資及び出資金、1 億 1,171 万 5,000 円、8,489 万 3,000 円、2,682 万 2,000 円増、31.6%の伸びとなっております。主な内容でございますが、簡易水道事業出資金 2,193 万 8,000 円の増、特定環境保全公共下水道事業出資金 488 万 4,000 円が主な内容でございます。

次に、12 繰出金、2 億 2,113 万 2,000 円、2 億 1,563 万 5,000 円、549 万 7,000 円の増、2.5%の伸びとなっておりますが、こちらの主な内容につきましては、国保直診勘定繰出金 1,276 万 7,000 円の増額並びに減額といたしましては、国保基盤安定繰出金△625 万 1,000 円を予算計上させていただいているものでございます。

歳出につきましては、先ほど目的と目的別歳出と同様に、37 億 2,680 万円となっているものでございます。

続いて、5 ページにつきましては当初予算の推移ということで、過去 5 年間の一般会計の歳入歳出の予算額を計上させていただいております。後ほどお目通しいたきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、6 ページでございます。

一般会計主要事業説明書ということで、こちらにつきましても、主な事業、また新規事業につきまして、私のほうから、事項、予算額の順に説明申し上げます。

I 子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷

令和 8 年度予算額 8 億 3,342 万 6,000 円、このうち、人権尊重社会の形成で 2,464 万 6,000 円、人権ふれあいセンター運営事業費といたしまして、2,2

15万9,000円を計上させていただいております。

地域福祉の推進といたしまして、2,603万3,000円。主な事業でございますが、社協職員設置事業2,241万4,000円、保健医療体制の充実といたしまして1億5,659万8,000円を計上しております。このうち、健康福祉交流センター管理費といたしまして1,323万円、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金として3,266万6,000円、国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）繰出金といたしまして4,404万2,000円、山城病院組合負担金として3,781万8,000円、成人健康診査等健診予防接種等健康管理事業として2,688万6,000円が主な内容でございます。

子育て支援の充実では、2億1,553万3,000円の予算を計上させていただいております。主なものといたしまして、認定こども園運営事業1億1,980万8,000円、子育て支援センター事業1,508万3,000円、放課後児童対策事業1,291万9,000円、いきいきこども館運営事業1,440万3,000円、めくっていただきまして、児童手当給付事業3,613万7,000円が主な内容でございます。

高齢者対策の充実といたしまして、2億5,787万8,000円を計上させていただいております。このうち、介護保険特別会計（保険事業）繰出金といたしまして1億1,147万9,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金として3,289万6,000円、後期高齢者療養給付事業といたしまして7,952万5,000円、また、シルバー人材センター事業といたしまして、657万3,000円を計上させていただいているところでございます。

次に、障害者支援の充実といたしまして1億5,273万8,000円を、主な事業でございますが、障害者自立支援給付事業1億3,210万7,000円を計上しているものでございます。

10ページをお願いいたします。

次に、Ⅱ 生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷といたしまして、令和 8 年度予算 2 億 8,462 万 4,000 円を計上させていただいているところでございます。このうち学校教育の充実といたしまして 2 億 4,930 万 6,000 円、こちらは相楽東部広域連合負担金でございます。

また、生涯学習の充実といたしまして 1,315 万 9,000 円、主な事業でございますが、海洋センター管理事業 626 万 9,000 円、マウンテンバイクランド活用促進事業費といたしまして 689 万円を計上させていただいております。

次に、国内外の交流と国際化への対応ということで 600 万円、農・観連携コミュニティ創生事業でございます。

歴史・文化の保全と継承 1,615 万 9,000 円、こちらにつきましては、歴史資料館整備事業といたしまして 1,350 万円。

次に、大きなⅢ、自然と共生し、安心・安全な郷。令和 8 年度予算額 7 億 1,605 万 5,000 円を計上させていただいております。

防災・防犯体制の充実といたしまして 2 億 3,544 万 9,000 円を。主な予算でございますが、相楽中部消防組合負担金 1 億 4,546 万 1,000 円、消防団員活動事業 3,128 万 8,000 円、木屋地区消防ポンプ庫整備等事業 905 万円、木屋地内防火水槽整備事業 2,800 万円、防災備蓄倉庫整備事業 580 万円、12 ページでございますが、災害時避難円滑化推進事業 580 万円が主な内容でございます。

次に、上下水道の整備といたしまして 2 億 8,282 万 9,000 円を計上させていただいております。

主な事業でございますが、簡易水道事業会計負担事業 1 億 1,850 万 1,000 円、特定環境保全公共下水道会計負担事業 1 億 5,934 万円、森林保全と治山治水 1,883 万 9,000 円、このうち、豊かな森を育てる府民税交付金事業 201 万円、松くいムシ防除事業 208 万 5,000 円、森林経営管理事業 984 万 1,000 円が主な事業でございます。

環境と共生した生活スタイルの確立では、１億７，８７５万８，０００円の予算を計上させていただきます。

じん芥処理費といたしまして１億４，４６４万９，０００円、し尿処理費として３，２０１万４，０００円を計上しております。

次に、大きなⅣ、お茶観光を軸とした交流の郷、令和８年予算額１億１，６４０万９，０００円でございます。

このうち、農林業の振興といたしまして２，２１０万７，０００円を、農業次世代人材投資資金給付事業といたしまして２７１万１，０００円を、１４ページ、１５ページをお願いいたします。中山間地域等直接支払交付事業３８５万５，０００円、出品茶推進委員会補助事業２００万円が主な事業でございます。

活力を生み出す商工業の振興として１，２６８万５，０００円。主な事業でございますが、商工会助成５００万円、デジタル地域ポイント事業５７４万３，０００円が主な内容でございます。

波及効果を高める観光交流産業の展開６，５０７万３，０００円、観光案内所管理運営事業で５５３万円、保育園留学推進事業で１，０５４万７，０００円、ワールドマスターズゲームズ推進事業で３，４５８万９，０００円が主なものでございます。

１６ページ、１７ページをお願いいたします。

新たな産業の創出として１，６５４万４，０００円、このうち、地域活性化起業人推進事業で５９０万円、観光共創サステナブル地域経済づくり事業といたしまして７９０万円を計上させていただきます。

大きなⅤ、快適で美しい環境の郷、令和８年度予算額３億６，０５２万２，０００円を計上しております。

移住定住促進と快適な住環境の整備で７，６６６万８，０００円、このうち移住・定住促進事業で１，４０６万３，０００円、地域おこし協力隊事業で１，６７０万円、地域力創造アドバイザー事業で２８８万円、町営住宅管理事業で２，０７４万円、共同

浴場運営事業で1,920万5,000円が主なものでございます。

道路網の整備といたしまして2億864万9,000円でございます。

主な事業でございますが、石寺橋整備事業1億1,781万円、橋りょう長寿命化修繕事業3,512万6,000円、町道撰原下島線拡幅改良事業1,875万円、道路維持補修事業1,738万2,000円、地籍調査事業1,462万3,000円が主な内容となっております。

次に、公共交通システムの充実といたしまして6,115万円の予算を計上させていただきます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

路線バス対策事業2,658万2,000円、茶源郷乗合交通生活お届け事業3,031万6,000円が主な事業でございます。

公園緑地の整備といたしまして1,405万5,000円。主な事業でございますが、和束運動公園管理事業858万9,000円、湯船森林公園管理事業532万2,000円。

次に、大きなⅥ、住民と行政のパートナーシップによる郷、令和8年度予算額2億1,006万8,000円を計上させていただきます。

住民参画のまちづくりでは410万円を、このうち茶源郷まつり補助金として330万円を計上させていただきます。

また、情報システムの強化と公開の推進では1億3,265万1,000円を、このうち茶源郷行政情報配信システム事業で742万1,000円、電子計算費といたしまして1億1,420万5,000円、文書広報事業として1,102万5,000円を計上させていただいているところでございます。

次に、効率的・効果的な行財政運営といたしまして2,080万5,000円を、このうち、ふるさと応援寄附金事業といたしまして431万4,000円、戸籍電算化事業として1,044万円が主なものでございます。

広域行政の推進では5,251万2,000円の予算を計上させていただいております。主な内容でございますが、相楽東部広域連合負担金（総務費、民生費分）としまして3,227万9,000円、20ページになりますが、相楽広域行政組合分担金（相楽会館等）でございますが、1,289万3,000円の予算を計上させていただいているところでございます。

なお、一般会計ほか特別会計の議案の説明につきましては、この後、各課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

おはようございます。私からは議案第1号 令和8年度和束町一般会計予算並びに議案第2号 令和8年度湯船財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書のほうをお願いいたします。

議案第1号

令和8年度和束町一般会計予算

令和8年度和束町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億2,680万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起

債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給与、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月5日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

単位は千円でございます。

款、金額の順にご説明を申し上げます。

1 款町税、4億3,896万3,000円。

2 款地方譲与税、4,185万9,000円。

3 款利子割交付金、89万3,000円。

4 款配当割交付金、439万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、322万円。

6 款法人事業税交付金、472万2,000円。

7 款地方消費税交付金、9,740万7,000円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1,066万2,000円。

9 款環境性能割交付金、1 0 7 万 4, 0 0 0 円。

1 0 款地方特例交付金、3 5 3 万 6, 0 0 0 円。

1 1 款地方交付税、1 9 億 8, 3 3 5 万円。

1 2 款交通安全対策特別交付金、2 0 万円。

1 3 款分担金及び負担金、6, 4 7 8 万 4, 0 0 0 円。

1 4 款使用料及び手数料、3, 1 1 8 万 4, 0 0 0 円。

1 5 款国庫支出金、2 億 5, 6 6 3 万 8, 0 0 0 円。

1 6 款府支出金、1 億 9, 0 6 1 万 4, 0 0 0 円。

1 7 款財産収入、1, 5 2 8 万 6, 0 0 0 円。

1 8 款寄付金、7, 0 0 0 円。

1 9 款繰入金、3 億 2, 0 0 0 万 5, 0 0 0 円。

2 0 款繰入金、5 0 0 万円。

2 1 款諸収入、3, 5 5 0 万 6, 0 0 0 円。

2 2 款町債、2 億 1, 6 5 0 万円。

歳入合計でございますが、3 7 億 2, 6 8 0 万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様のご説明とさせていただきます。

1 款議会費、5, 4 7 0 万 7, 0 0 0 円。

2 款総務費、8 億 2, 2 6 2 万円。

3 款民生費、8 億 2, 0 2 5 万 1, 0 0 0 円。

4 款衛生費、6 億 2, 7 5 2 万 9, 0 0 0 円。

5 款農林業費、9, 6 4 7 万円。

6 款商工費、6, 9 0 4 万 6, 0 0 0 円。

7 款土木費、2 億 4, 4 7 7 万 3, 0 0 0 円。

8 款消防費、2 億 4,145 万 3,000 円。

9 款教育費、2 億 4,930 万 6,000 円。

10 款災害復旧費、1,459 万 4,000 円。

11 款公債費、4 億 8,100 万 2,000 円。

12 款諸支出金、4 万 9,000 円。

13 款予備費、500 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、第2表 債務負担行為でございます。

単位は千円でございます。

事項、期間、限度額の順にご説明を申し上げます。

石寺橋整備事業、令和8年度から令和10年度まで、6,380万7,000円。

子育て応援寄付金事業、令和8年度寄付決定分でございます。令和8年度から令和9年度まで、対象者1人当たり20万円でございます。

続きまして、3表 地方債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順にご説明を申し上げます。

路線バス維持管理事業（過疎対策）、2,650万円、証書借入又は証券発行。年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

以降の起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございますので、説明を省略させていただきます。

地域公共交通充実事業（過疎対策）、900万円

茶源郷行政情報配信システム事業（過疎対策）、640万円。

歴史資料館整備事業（過疎対策）、1,350万円。

相楽会館建替事業（過疎対策）、1,020万円。

デジタル地域ポイント事業（過疎対策）、430万円。

木屋区公民館駐車場整備事業（過疎対策）、2,400万円。

こども館照明LED化事業（脱炭素化推進）、140万円。

共同浴場照明LED化事業（脱炭素化推進）、110万円。

次のページをお願いいたします。

橋梁長寿命化修繕計画策定事業（過疎対策）、600万円。

石寺橋整備事業（過疎対策）、5,880万円。

町道撰原下島線拡幅改良事業（過疎対策）、770万円。

砂子橋補修事業（辺地対策）、520万円。

木屋区防火水槽整備事業（緊急防災・減災事業）、2,800万円。

防災備蓄倉庫整備事業（緊急防災・減災事業）、580万円。

木屋区消防ポンプ庫整備事業（緊急防災・減災事業）、300万円。

災害復旧事業、560万円。

計2億1,650万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、和束町一般会計 資料No.1に基づきまして
ご説明を続けさせていただきます。

総括につきましては省略させていただきますので、5ページ、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

主なもののご説明とさせていただきます。

単位は千円でございます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、2 億1,337 万2,000 円でございます。1

節の現年課税分でございます。所得割の２億７７７万５,０００円が主な内容となっております。

同款、同項、２目法人、１,８２７万９,０００円でございます。１節の現年課税分でございます。主なものでございますが、均等割で１,０４６万６,０００円を計上させていただきます。

同款、２項固定資産税、１目固定資産税、１億６,７２２万円、１節現年課税分でございます。内訳でございますが、土地につきましては４,３９７万１,０００円、家屋７,２２９万３,０００円、償却資産５,０３５万６,０００円でございます。

同款、３項軽自動車税、２目種別割、２,１１７万３,０００円、１節現年課税分でございます。

同款、４項市町村たばこ税、１目市町村たばこ税、１,８６１万８,０００円、１節現年課税分でございます。

２款地方譲与税、２項自動車重量譲与税、１目自動車重量譲与税、２,１９８万５,０００円、１節自動車重量譲与税でございます。

同款、５項森林環境譲与税、１目森林環境譲与税、１,４３８万６,０００円、１節森林環境譲与税でございます。

次のページをお願いいたします。

７款地方消費税交付金、１項地方消費税交付金、１目地方消費税交付金、９,７４０万７,０００円。こちらにつきましても、１節地方消費税交付金でございます。

８款ゴルフ場利用税交付金、１項ゴルフ場利用税交付金、１目ゴルフ場利用税交付金、１,０６６万２,０００円、１節ゴルフ場利用税交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

１１款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税、１９億８,３３５万円でございます。内訳でございますが、普通交付税に１８億３,３３５万円、特別交付税１億５,０００万円でございます。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目総務費負担金、5,996 万円でございます。相楽東部広域連合人件費負担金5,429 万円が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、1 億141 万2,000 円。

1 節社会福祉費負担金、7,218 万4,000 円。主なものでございますが、障害者自立支援給付費負担金で6,170 万円でございます

同款、2 項国庫補助金、1 枚おめくりいただきまして、6 目土木費国庫補助金、9,212 万5,000 円、3 節道路橋りょう費補助金で、内訳といたしましては、橋りょう長寿命化修繕計画補助金に2,271 万5,000 円、社会資本整備総合交付金（道路分）でございますが、1,100 万円、道路局所管補助金（橋りょう）分でございますが、5,841 万円でございます。

次のページをお願いいたします。

16 款府支出金、1 項府負担金、1 目民生費府負担金、6,951 万1,000 円、1 節社会福祉費負担金でございます。主なものでございますが、国保基盤安定負担金に1,210 万6,000 円、障害者自立支援給付費負担金に3,085 万円です。続いて、3 節老人福祉費負担金1,973 万1,000 円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、拠出金でございます。

同款、2 項府補助金、1 目総務費府補助金、3,106 万5,000 円、1 節総務管理費補助金3,101 万9,000 円でございます。主なものでございますが、きょうと連携交付金（行政情報ネットワーク）に1,206 万6,000 円を計上させていただいております。

少しページが飛びますが、21 ページ、22 ページをお願いいたします。

19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、2 億1,034 万6,000 円、1 節財政調整基金繰入金でございます。

同款、同項、2目減債基金繰入金、9,370万7,000円、1節減債基金繰入金でございます。

同款、同項、58目豊かな森を育てる基金繰入金、1,097万2,000円、1節豊かな森を育てる基金繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

22款町債、1項町債、1目総務債、9,390万円、1節総務管理債で、主なものでございますが、過疎対策事業債、路線バス維持管理費に2,650万円、同じく、過疎対策事業債でございますが、歴史資料館整備事業に1,350万円、同じく、相楽会館建替事業でございますが1,020万円、同じく、公民館駐車場整備工事でございますが、2,400万円を計上させていただいております。

同款、同項、6目土木債、7,770万円、1節道路橋りょう債で、主なものでございますが、過疎対策事業債（石寺橋整備事業）に5,880万円、辺地対策事業債（橋梁補修事業）で520万円でございます。

同款、同項、7目消防債、3,680万円、緊急防災・減災事業債、防火水槽設置工事費に2,800万円を計上させていただいております。

以上が歳入でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

主なもののご説明とさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、5,470万7,000円。事業でございますが、議会議員人件費でございますが、主なものでございますが、議員報酬ということでございます。

次のページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4億9,561万3,000円。主なものでございますが、事業の一般職員人件費で2億1,041万8,000円を計上

させていただきます。

次のページをお願いいたします。

一番下のほうになりますが、工事請負費でございます。次のページをお願いいたします。こちらにつきましては、公民館駐車場整備工事に2,200万円を計上させていただきます。

同じく、事業、電子計算費で1億1,420万5,000円で、主なものでございますが、役務費の通信運搬費で1,328万2,000円、委託料で1,623万9,000円、また、備品購入費に3,549万円を計上させていただきます。

事業の一般職員人件費（広域連合）分でございますが、5,145万1,000円、一般職給について2,514万9,000円が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

同じく事業でございますが、相楽東部広域連合事業費3,545万7,000円。主なものでございますが、負担金、補助及び交付金、相楽東部広域連合負担金で3,188万7,000円でございます。

1枚めくっていただきまして、同款、同項、2目企画費、1億1,565万4,000円でございます。主なものでございますが、事業のまちづくり企画推進事業に1,761万4,000円、このうち負担金、補助及び交付金1,626万3,000円で、主なものでございますが、相楽広域行政組合負担金（相楽会館）分で1,247万8,000円でございます。

続いて、事業でございますが、地域おこし協力隊事業、委託料で地域おこし協力隊まちづくり事業委託といたしまして1,670万円、また、事業でございますが、移住・定住促進事業に1,406万3,000円、このうち主なものでございますが、負担金、補助及び交付金に1,190万円を計上させていただきます。

41ページ、42ページをお願いします。

事業でございます。保育園留学推進事業でございますが、主な内訳でございますが、

委託料に保育園留学推進事業委託料に1,045万円を計上させていただいております。

続いて、事業でございますが、観光共創サステナブル地域経済づくり事業に460万円、また事業でございますが、歴史資料館整備事業費で公有財産購入費に1,350万円を計上させていただいております。

47ページ、48ページをお願いいたします。

同款、同項、7目財産管理費、1,834万9,000円。主なものでございますが、事業の基金積立金の1,469万9,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、11目地籍調査費、1,462万3,000円。主なものでございますが、委託料の地籍調査委託料に1,317万4,000円を計上しております。

同款、同項、12目交通対策費、6,173万9,000円。主なものでございますが、事業の路線バス対策諸経費に2,772万3,000円。主なものでございますが、次のページをお願いいたします。路線バス運行維持補助金に2,658万2,000円を計上しております。

同じく事業でございますが、茶源郷乗合交通生活お届け事業3,031万6,000円、このうち主なものでございますが、負担金、補助及び交付金、乗合交通事業運営補助金に2,594万9,000円を計上させていただいております。

少しページが飛びますが、63ページ、64ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2億9,010万9,000円でございます。主なものでございますが、事業の一般職員人件費で6,439万2,000円、1枚めくっていただきまして、下のほうでございますが、社協職員設置事業費で2,241万4,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

事業でございますが、国保事業勘定繰出金事業に3,266万6,000円。

次のページをお願いいたします。

同じく事業でございますが、障害者自立支援給付事業に１億３，２１０万７，０００円を計上させていただいております。

７３ページ、７４ページをお願いいたします。

同款、同項、３目老人福祉費、２億６，０５８万５，０００円でございます。主なものでございますが、事業の老人福祉諸経費で１，４２９万５，０００円。主なものでございますが、負担金、補助及び交付金に１，０７５万２，０００を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

同じく事業でございますが、介護保険事業勘定特別会計繰出金で１億１，１４７万９，０００円、同じく事業でございますが、後期高齢者医療事業費で１億１，２４２万１，０００円を計上させていただいております。

次のページをお願いします。

同款、同項、５目健康福祉交流センター管理費で１，３２３万円でございます。主なものでございますが、事業の健康福祉交流センター諸経費でございます。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、６目人権ふれあいセンター費、２，３１４万９，０００円でございます。主なものでございますが、一般職員人件費に１，７５０万６，０００円を計上させていただいております。

８３ページ、８４ページをお願いいたします。

同款、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、５，７３７万２，０００円でございます。主なもので事業で、児童手当給付事業費３，６１３万７，０００円、このうち扶助費の児童手当で３，６００万円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、３目認定こども園費、１億１，９８０万８，０００円でございます。主

なものでございますが、事業の認定こども園人件費で6,901万4,000円。

次のページをお願いいたします。

同じく事業でございますが、認定こども園費の諸経費に5,079万4,000円。
このうち報酬で、会計年度任用職員の報酬といたしまして2,698万3,000円、
また、需用費、1,183万7,000円を計上させていただいております。

93ページ、94ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、1億1,059万6,000円
でございます。主なものでございますが、事業の保健事業諸経費4,141万円1,0
00円、このうち負担金、補助及び交付金の山城病院組合負担金に3,781万8,0
00円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

事業、国保直診勘定特別会計繰出金に4,404万2,000円を計上させていただ
いております。

同款、同項、2目予防費、3,021万1,000円でございます。主なものでござ
いますが、予防諸経費で3,021万1,000円を計上させていただいております。
このうち委託料の2,688万6,000円で主なもので、予防接種等委託料に1,9
44万2,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、4目環境衛生費、2億8,137万8,000円でございます。

次のページでございますが、事業、簡易水道事業会計負担事業1億1,850万1,
000円、同じく事業で、特定環境保全公共下水道事業会計負担事業、1億5,93
4万円をそれぞれ計上させていただいております。

同款、2項清掃費、1目じん芥処理費、1億4,464万9,000円でございます。
こちらにつきましては、じん芥処理諸経費でございます。

次のページをお願いいたします。

主なもので、相楽東部広域連合分担金として１億４，３９１万３，０００円を計上させていただきます。

同款、同項、２目し尿処理費、３，７０４万４，０００円でございます。事業のし尿処理経費の負担金、補助及び交付金の相楽広域行政組合分担金、し尿処理費として２，３０２万２，０００円が主な支出となっております。

５款農林業費、１項農業費、次のページをお願いいたします。２目農業総務費で２，６８７万６，０００円。こちらにつきましても、一般職員の人件費が主な支出となっております。

１０９ページ、１１０ページをお願いいたします。

同款、２項林業費、次のページをお願いいたします。２目林業振興費で、３，１９３万１，０００円でございます。次のページをお願いいたします。事業で豊かな森を育てる基金積立事業で９０３万２，０００円でございます。こちらにつきましては、豊かな森を育てる基金の積立金でございます。

続いて、事業の森林経営管理事業の委託料でございまして、森林経営管理事業業務委託料としまして９８４万１，０００円を計上させていただきます。

続きまして、商工費でございます。６款商工費、１項商工費、次のページをお願いいたします。２目観光費、６，１８９万４，０００円でございます。主なものでございますが、事業のワールドマスターズゲームズ推進事業費といたしまして３，４５８万９，０００円、このうち委託料が１，３４９万９，０００円の支出、次のページでございますが、負担金、補助及び交付金の分で、ワールドマスターズゲームズ和東町実行委員会負担金といたしまして１，８５９万７，０００円を計上させていただきます。

次のページをお願いいたします。

続いて、土木費でございます。７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費、３，０５０万６，０００円でございます。主なものでございますが、こちらにつきまして

も、一般職員の人件費といたしまして計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

同款、2項道路橋りょう費、2目道路維持費、1,924万1,000円でございます。こちらにつきましては、道路維持補修費といたしまして1,738万2,000円、このうち工事請負費といたしまして、道路維持修繕工事に1,000万円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、3目道路新設改良費、1億7,168万6,000円。主なものでございますが、事業の橋梁長寿命化修繕事業で3,512万6,000円、このうち委託料で橋りょう点検調査業務委託料といたしまして2,000万円、続いて、工事請負費として1,500万円、ここにつきましては、先ほどから申し上げております訂正部分でございます。4,000万円から2,500万円減額の1,500万円をさせていただいた分でございます。

同じく事業、石寺橋整備事業1億1,781万円でございます。このうち委託料で測量設計業務委託料といたしまして5,153万4,000円、また工事請負費として6,000万円、同じく事業で、町道撰原下島線拡幅改良事業1,875万円、このうち主なもので、測量設計業務委託料として1,872万円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

続いて、消防費でございます。8款消防費、1項消防費、次のページをお願いいたします。1目常備消防費、1億4,546万1,000円、18節負担金、補助及び交付金で、相楽中部消防組合負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、3目消防施設費、3,759万円。消防施設整備事業費で、工事請負費で3,110万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、防火

水槽の設置工事及び消防ポンプ庫の整備工事の分でございます。また、あわせまして、施設の消防ポンプ庫解体・撤去をさせていただく費用に605万円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

教育費でございます。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、2億4,930万6,000円でございます。18節負担金、補助及び交付金で、相楽東部広域連合負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

11款公債費、1項公債費、1目元金、4億4,792万6,000円でございます。こちらにつきましては、町債償還の元金でございます。

同款、同項、2目利子、3,307万6,000円。こちらにつきましては、町債償還の利子分でございます。

137ページから140ページにつきましては給与費明細となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

141ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、債務負担行為で、令和9年度以降にわたるものについての令和7年度末での支出額、または支出額の見込み及び令和8年度以降の支出予定額に関する調書でございます。

事項、限度額、令和7年度末までの支出（見込）額、令和8年度以降の支出予定額、左の財源内訳の順にご説明を申し上げます。

戸籍システムクラウド化事業、3,508万5,000円、令和7年度721万6,000円、令和8年度から令和11年度まで2,786万9,000円を見込んでおります。左の財源につきましては全て一般財源ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

石寺橋整備事業6,380万7,000円、令和7年度末までの支出はございません。

令和８年度から令和１０年度に６，３８０万７，０００円を見込んでおります。左の財源内訳でございますが、国・府支出金で４，１４０万円、地方債で２，２４０万円、一般財源で７，０００円でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、最終ページでございます。

地方債の令和６年度末における現在高並びに令和７年度末及び令和８年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

続きまして、議案第２号のご説明を申し上げます。議案書のほうをお願いいたします。

議案第２号

令和８年度和束町湯船財産区特別会計予算

令和８年度湯船財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１９０万円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

令和８年３月５日提出

和束町長 馬場 正実

１枚おめくりください。

第１表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

単位は千円でございます。

款、金額の順にご説明を申し上げます。

１款財産収入、１万２，０００円。

３款繰入金、１４４万円。

4 款繰越金、20 万円。

5 款諸収入、24 万8,000 円。

歳入合計、190 万円。

続きまして、歳出でございます。

同様のご説明とさせていただきます。

1 款管理会費、14 万6,000 円。

2 款総務費、15 万5,000 円。

4 款予備費、20 万円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和8年度和束町湯船財産区特別会計予算、資料No.2に基づきましてご説明を続けさせていただきます。

1 から4 ページにつきましては議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。単位は千円です。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額1万2,000 円。こちらにつきましては、財政調整基金の利子でございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、144 万円。こちらにつきましては、基金の繰入金でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、20 万円でございます。こちらにつきましては、前年度繰越金でございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、24 万7,000 円でございます。こちらにつきましては、湯船区からの光熱水費の使用分でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。同様のご説明とさせていただきます。

1 款管理会費、2 項管理会費、1 目管理会費、1 4 万 6, 0 0 0 円でございます。
主なものでございますが、管理会運営費で 1 3 万 1, 0 0 0 円を計上させていただいております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、7 7 万円。こちらにつきましては、
一般管理諸経費に 7 7 万円を計上させていただいております。

同款、同項、2 目財産管理費、7 8 万 4, 0 0 0 円。こちらにつきましては、財産
管理諸経費で、このうち委託料といたしまして、山林保育委託料に 5 5 万 5, 0 0 0
円を計上させていただいております。

以上、湯船財産区特別会計のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩します。

休憩（午前 1 1 時 2 8 分～午後 1 時 3 0 分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

参事兼住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、和束町国民健康保険特別会計予算につきまして説明を
させていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 3 号

令和 8 年度和束町国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度和束町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 1 4 0 万円、直

営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億１，９００万円と定める。

２ 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定及び直営診療施設勘定それぞれ５，０００万円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用

令和８年３月５日提出

和束町長 馬場 正実

１枚おめくりください。

第１表 歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

単位は千円となっております。

款、金額の順に説明を申し上げます。

１款国民健康保険税、９，６４７万４，０００円。

２款使用料及び手数料、１０万円。

４款府支出金、３億６，３８２万円。

５款財産収入、９３万円。

６款繰入金、３，９６６万６，０００円。

７款繰越金、１，０００円。

8 款諸収入、4 0 万 9 , 0 0 0 円。

歳入合計、5 億 1 4 0 万円。

右のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入と同様に説明をさせていただきます。

1 款総務費、3 1 4 万 8 , 0 0 0 円。

2 款保険給付費、3 億 3 , 2 2 1 万 7 , 0 0 0 円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 億 4 , 7 2 8 万円。

4 款共同事業拠出金、1 , 0 0 0 円。

6 款保健事業費、1 , 2 1 8 万 3 , 0 0 0 円。

7 款基金積立金、9 3 万円。

8 款公債費、3 万円。

9 款諸支出金、6 1 万 1 , 0 0 0 円。

1 0 款予備費、5 0 0 万円。

歳出合計につきましては、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 8 年度和束町国民健康保険特別会計予算（事業勘定）、資料 N o . 3 をお願いしたいと思います。

1 ページから 4 ページまでは議案書と重複しますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、主なものの説明とさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、予算額 9 , 6 4 7 万 4 , 0 0 0 円でございます。主なものでございますが、1 節医療給付費現年課税分で 5 , 8 0 9 万 1 , 0 0 0 円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分で 2 , 2 6 5 万 4 , 0 0 0 円、3 節介護納付金分現年課税分で 1 , 0 5 6 万 2 , 0 0 0 円を計上させていただきます。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、予算額でございますが、3 億 6,382 万円。主な内容でございますが、1 節普通交付金で 3 億 2,771 万 7,000 円、また 2 節の特別交付金で 3,610 万 3,000 円、このうち主なものにつきましては、府繰入金 3,252 万 3,000 円でございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

6 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算額が 700 万円でございます。財政調整基金繰入金 700 万円を計上させていただいております。

同款、2 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金、保険税軽減分でございますが、1,302 万 7,000 円の予算を計上させていただいております。

また、同款、同項、2 目保険基盤安定繰入金（保険者支援分）では 1,000 万 1,000 円の予算を計上させていただいております。

以上が歳入の主な内容でございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。こちらも歳入と同様に、主なものの説明となりますので、よろしくお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額が 181 万 6,000 円で、主な支出でございますが、一般管理諸経費ということで、事務費相当分を計上させていただいております。

続いて、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費でございます。こちらにつきましては、11 ページ、12 ページをお願いいたします。本年度予算額 2 億 7,695 万 1,000 円ということで、主な内訳でございますが、18 節負担金、補助及び交付金ということで、一般被保険者の療養給付負担金でございます。

同款、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、予算額が 4,701 万 6,000 円でございます。こちらにつきましても、18 節負担金、補助及び交付金ということで、一般被保険者高額療養費負担金として同額を計上させていただいております。

少しページが飛びますが、１５ページ、１６ページをお願いいたします。

３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分、１目一般被保険者医療給付費分でございます。予算額が９,８２６万４,０００円ということで、こちらにつきましても、１８節負担金、補助及び交付金ということで、京都府へ納付させていただきまします一般被保険者医療給付費分でございます。

同款、２項後期高齢者支援金等分、１目一般被保険者後期高齢者支援金等分でございます。予算額が３,２６５万７,０００円ということで、これにつきましても、１８節負担金、補助及び交付金ということで、京都府に納付する一般被保険者後期高齢者支援金等に係る部分でございます。

同款、３項介護納付金分、１目介護納付金分、１,３１６万９,０００円の予算を計上させていただいております。１８節負担金、補助及び交付金ということで、こちらでも京都府に納付する介護納付金として予算を計上させていただいております。

１７ページ、１８ページをお願いいたします。

６款保健事業費、１項保健事業費、１目疾病予防費、予算額が６９１万６,０００円でございます。主な支出でございますが、１２節委託料で６２９万６,０００円、このうち、人間ドック検査委託料として５４２万５,０００円を計上させていただいております。

同款、２項特定健康診査等事業費、１目特定健康診査等事業費、予算額が５１５万５,０００円ということで、主な支出でございますが、特定健康診査等事業諸経費ということで、１９ページ、２０ページになりますが、特定健康診査委託料４６１万５,０００円が主なものでございます。

なお、２１ページから２４ページにつきましては給与費明細を載せさせていただいておりますので、お目通しいただきたいと思います。

なお、直営施設診療勘定につきましては事務長と交代させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

診療所事務長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

続きまして、議案第3号 令和8年度和東町国民健康保険特別会計予算（直営診療施設勘定）につきましてご説明申し上げます。

第3号議案書につきましては先ほど税住民課長から説明がありましたので、私からは、第1表 歳入歳出予算からご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

款、金額の順にご説明いたします。

1 款診療収入、6,562万円。

2 款使用料及び手数料、26万4,000円。

6 款繰越金、80万円。

7 款繰入金、4,404万2,000円。

8 款財産収入、1,000円。

9 款諸収入、827万3,000円。

歳入合計は1億1,900万円でございます。

右のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、8,086万7,000円。

2 款医業費、3,780万円。

3 款公債費、1万3,000円。

5 款予備費、32万円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

予算に関する説明書をよろしくお願いいたします。

続きまして、予算に関する説明書、和束町国民健康保険特別会計予算（直営診療施設勘定）No. 3をよろしくお願いいたします。

1 ページから 4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます、5、6 ページをお願いいたします。

また、主なもののみ説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

款、項、目、本年度予算の順にご説明させていただきます。

1 款診療収入、2 項外来収入、1 目国民健康保険診療収入、1,020 万円。1 節の現年度分でございます。

同款、同項、4 目一部負担金収入、1,061 万円。こちらにつきましても、1 節現年度分でございます。

同款、同項、7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入、3,707 万円。こちらにつきましても、1 節現年度分でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、4,404 万 2,000 円。こちらにつきましても、1 節一般会計繰入金でございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様にご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、8,070 万 7,000 円。こちらにつきましても、2 節給料で 2,522 万 1,000 円、3 節職員手当等で 2,355 万 8,000 円など、主なものは人件費でございます。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。

2 款医業費、1 項医業費、3 目医薬品衛生材料費、次のページをお願いいたします。3,528 万円でございます。こちらについては、主なものは、薬代の医療材料費 3,528 万円でございます。

また、15 ページ以降には給与費明細を添付しております。後ほどお目通しくださ

いますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案のほうにお戻りください。

議案第4号からは保健福祉課所管の事業のご説明を申し上げます。

議案第4号

令和8年度和束町介護保険特別会計予算

令和8年度和束町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5,150万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年3月5日提出

和束町長 馬場正実

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

款、金額の順にご説明いたします。

1款保険料、1億3,368万1,000円。

2 款使用料及び手数料、1,000 円。

3 款国庫支出金、1 億7,820 万1,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億9,577 万7,000 円。

5 款府支出金、1 億1,131 万8,000 円。

6 款財産収入、19 万3,000 円。

7 款繰入金、1 億3,147 万9,000 円。

8 款諸収入、84 万9,000 円。

9 款繰越金、1,000 円。

歳入合計は、7 億5,150 万円でございます。

続きまして、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、1,108 万円。

2 款保険給付費、7 億312 万2,000 円。

4 款地域支援事業費、3,624 万3,000 円。

5 款基金積立金、19 万3,000 円。

6 款公債費、5 万円。

7 款諸支出金、42 万円。

8 款予備費、39 万2,000 円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

予算に関する説明書をよろしくお願いいたします。

予算に関する説明書、資料 No. 4 でございます。令和 8 年度和束町介護保険特別会計予算でございます。

1 ページから 4 ページの総括は議案書と重複しますので、説明を省略させていただきます、5、6 ページをお願いいたします。また、主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。

同じく、款、項、目、本年度予算額の順に、主なもののみご説明申し上げます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、1 億 3,368 万 1,000 円。こちらにつきましては、第 1 節で特別徴収の保険料としまして 1 億 2,692 万 6,000 円、2 節普通徴収としまして 650 万 5,000 円を計上しております。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、1 億 2,266 万 2,000 円、第 1 節で現年度分、介護給付費の負担金でございます。同款、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、4,567 万円、第 1 節で現年度分の調整交付金として計上させていただきます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、1 億 8,983 万 9,000、第 1 節で、こちらも現年度分でございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、1 億 584 万 3,000 円。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、8,787 万 3,000 円、1 節介護給付費繰入金でございます。

同款、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、2,000 万円。こちらにつきましても、1 節で介護給付費の準備金繰入金とさせていただきます。

11 ページ、12 ページをよろしくお願いいたします。

こちらからは歳出となっております。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目認定調査等費、283 万 7,000 円。こちらにつきましては、主なものは報酬でございます。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、2 目認定審査会委託負担金、200 万円でございます。18 節負担金、補助及び交付金で、認定審査会の委託事業費を計上させていただきます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、2 億 7,020 万円でございます。こちらにつきましても、18 節負担金、補助及び交付金で

同額を計上させていただいております。

15 ページ、16 ページをお願いいたします。

同款、同項、5 目施設介護サービス給付費、3 億 1,370 万円、18 節負担金、補助及び交付金でございまして、施設介護サービス給付事業費として負担金を計上させていただいております。

下のほうに参りまして、同款、同項、9 目居宅介護サービス計画給付費、2,990 万円でございます。同じく、18 節で負担金、補助及び交付金で同額でございます。

次のページをお願いいたします。

同款、2 項介護予防サービス等諸経費、1 目介護予防サービス給付費、1,220 万円、18 節負担金、補助及び交付金で同額でございます。

次のページをお願いいたします。下のほうでございます。

同款、4 項高額介護サービス等費、次のページをお願いいたします。1 目高額介護サービス費、1,930 万円。こちらにつきましても、18 節負担金、補助及び交付金でございまして、高額介護サービス事業費の負担金でございます。

同款、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、3,720 万円。こちらにつきましては、同じく、18 節負担金、補助及び交付金でございまして、同額を見込んでおります。

23 ページ、24 ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費、980 万円。こちらにつきましては、訪問・通所・生活支援事業費の負担金でございます。

主なものは以上でございます。

また、35 ページ以降は給与費明細を添付しておりますので、後ほどお目通しくださいますようよろしくお願いいたします。

再度、議案書のほうをお願いいたします。

議案第 5 号でございます。

議案第 5 号

令和 8 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,140 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 5 日 提出

和束町長 馬 場 正 実

次のページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

款、金額の説明とさせていただきます。

1 款保険料、7,412 万 5,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 万円。

3 款繰入金、3,289 万 6,000 円。

4 款繰越金、43 万 7,000 円。

5 款諸収入、393 万 2,000 円。

歳入合計は、1 億 1,140 万円でございます。

右のページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

歳入同様にご説明申し上げます。

1 款総務費、86 万 5,000 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 億 306 万円。

3 款保健事業費、6 8 0 万 6 , 0 0 0 円。

4 款諸支出金、2 0 万 1 , 0 0 0 円。

5 款予備費、4 6 万 8 , 0 0 0 円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書をよろしくお願いいたします。

続きまして、予算に関する説明書、和束町後期高齢者医療特別会計予算よりご説明申し上げます。資料 N o . 5 でございます。

1 ページから 4 ページまでの総括は議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただき、5、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、本年度予算の順に、主なもののみにご説明申し上げます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料、3 , 7 7 5 万 3 , 0 0 0 円、1 節現年度分で同額でございます。

同款、同項、2 目普通徴収保険料、3 , 6 3 7 万 2 , 0 0 0 円でございます。同じく、1 節現年度分でございます。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、3 , 2 8 9 万 6 , 0 0 0 円、2 節保険基盤安定繰入金として 2 , 5 1 9 万 2 , 0 0 0 円を計上させていただいております。

7 ページ、8 ページをよろしくお願いいたします。

5 款諸収入、4 項雑入、3 目雑入、3 7 1 万円。こちらにつきましては、後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金で 3 3 7 万円を計上させていただいております。

9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、1 億 3 0 6 万円でございます。こちらにつきましては、

18 節負担金、補助及び交付金として同額を計上させていただいております。

3 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費、680 万 6,000 円、こちらにつきましては、委託料としまして 629 万 3,000 円、健康診査諸経費を計上させていただいております。

主なものは以上でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

ご承認いただきますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（井上博丞君）

それでは、私のほうから、議案第 6 号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 6 号

令和 8 年度和束町簡易水道事業会計予算

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度和束町簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数 1,653 戸

（2）給水量

年間総配水量 5 万 1,965 m³

1 日平均配水量 1,399 m³でございます。

（3）主な建設改良事業

（イ）旧西部地区水道施設更新事業で 5,000 万円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用中、地方公営企業法適用に要する経費の財源に充てるため、企業債 1 6 0 万円を借り入れる。

収 入		
第 1 款	水道事業収益	2 億 1, 3 1 8 万円
第 1 項	営業収益	1 億 3 7 8 万 7, 0 0 0 円
第 2 項	営業外収益	1 億 9 3 9 万 3, 0 0 0 円
支 出		
第 1 款	水道事業費用	2 億 1, 3 6 5 万 6, 0 0 0 円
第 1 項	営業費用	1 億 9, 4 6 4 万 8, 0 0 0 円
第 2 項	営業外費用	1, 8 0 0 万 8, 0 0 0 円
第 3 項	予備費	1 0 0 万円

おめくりください。

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収額が資本的支出額に対して不足する額 7, 5 5 5 万円は、当年度分損益勘定留保資金 7, 5 5 5 万円で補填するものとする。

収 入		
第 1 款	資本的収入	1 億 2, 0 0 9 万 3, 0 0 0 円
第 1 項	分担金	7 2 万 6, 0 0 0 円
第 2 項	負担金等	2 0 5 万 2, 0 0 0 円
第 3 項	国庫補助金	2, 0 0 0 万円
第 4 項	企業債	3, 7 1 0 万円
第 5 項	他会計出資金	6, 0 2 1 万 5, 0 0 0 円
支 出		
第 1 款	資本的支出	1 億 9, 5 6 4 万 3, 0 0 0 円

第 1 項	建設改良費	5,546万6,000円
第 2 項	企業債償還金	1億3,902万5,000円
第 3 項	基金積立金	15万2,000円
第 4 項	予備費	100万円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 : 旧西部水道施設更新設計事業
 期 間 : 令和 9 年度から令和 13 年度まで
 限度額 : 2 億 5,000 万円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明いたします。

簡易水道事業債、1,500万円、証書借入又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

過疎対策事業債、1,500万円、起債の方法、利率、償還の方法については先ほどと同様でございますので、省略させていただきます。

資本費平準化債、710万円、公営企業会計適用債で160万円。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,392万9,000円

令和8年3月5日提出

和束町長 馬場 正実

続きまして、予算に関する説明書、資料No.6をお願いいたします。

1ページ、2ページは議案書と重複いたしますので、少しページをめくっていただきまして、15ページをお願いいたします。15ページでございます。

令和8年度和束町簡易水道事業予算内訳書

収益的収入及び支出

款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。主なもののみとさせていただきます。

水道事業収益、営業収益、給水収益、水道使用料で1億365万8,000円。

同款、営業外収益、他会計負担金で5,828万6,000円。

同款、同項、長期前受金戻入で5,090万6,000円等でございます。

続きまして、支出でございます。

水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費、2,085万円。委託料で618万9,000円、中央監視システム等保守点検業務委託料でございます。動力費で494万5,000円、薬品費で595万円でございます。

続きまして、同款、同項、配水及び給水費、2,183万2,000円、委託料で1,141万4,000円、緊急遮断弁等保守点検等業務委託料、続きまして修繕費で480万円でございます。

続きまして、同款、同項、総係費、2,539万8,000円、給料641万8,000円、職員の2名分でございます。手当316万8,000円等の人件費でございます。おめくりください。委託料で883万9,000円。水道メーター交換業務委託料等でございます。

続きまして、同款営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費、1,058万5,000円、企業債利息、1,053万5,000円でございます。

続きまして、18ページでございます。

資本的収入及び支出

同じく、款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。

収入

資本的収入、国庫補助金、2,000万円。簡易水道等施設整備費国庫補助金でございます。

同款、企業債、3,710万円。簡易水道事業債等でございます。

同款、他会計出資金、6,021万5,000円。一般会計出資金でございます。

支出でございます。

資本的支出、建設改良費、配水管布設費、工事請負費で316万4,000円。消防ポンプ庫整備に伴う水道管布設替工事でございます。委託料といたしまして5,000万円、旧西部地区水道施設更新設計委託料でございます。

続きまして、同款、企業債償還金、1億3,902万5,000円でございます。

ページを戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

令和8年度和東町簡易水道事業

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

各項目の合計のみを説明いたします。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、合計で1億1,498万円

2 投資活動によるキャッシュ・フロー、合計でマイナス2,971万7,000円

3 財務活動によるキャッシュ・フロー、合計でマイナス4,026万2,000円

でございます。

資金増加額で4,500万1,000円

資金期首残高で4,658万3,000円

資金期末残高で9,158万4,000円でございます。

続きまして、4ページから6ページは給与費明細、7ページは債務負担行為に関する調書でございますので、後ほどお目通しください。

続きまして、8ページでございます。

令和7年度和東町簡易水道事業予定損益計算書でございます。

各項の合計のみ説明させていただきます。

1 営業収益、合計で9,442万6,000円

2 営業費用で1億9,839万3,000円。営業利益がマイナスの1億396万7,000円。

3 営業外収益、合計で1億2,570万1,000円

4 営業外費用、合計で1,177万7,000円、経常利益が995万7,000円でございます。当年度の純利益では993万9,000円となる見込みでございます。

おめくりください。

9ページ、10ページは、令和7年度末時点の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、11ページ、12ページは令和8年度末時点の予定貸借対照表となりますので、各項目の合計のみ説明させていただきます。

令和 8 年度和東町簡易水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部

1 固定資産で 2 2 億 4, 1 2 3 万 5, 0 0 0 円。

2 流動資産、合計で 1 億 9 9 8 万 2, 0 0 0 円、資産の合計は 2 3 億 5, 1 2 1 万 7, 0 0 0 円。

続きまして、負債の部。

3 固定負債、合計で 8 億 3, 6 0 8 万 8, 0 0 0 円。

4 流動負債、合計で 2 億 1, 1 2 8 万 9, 0 0 0 円。

5 繰延収益、合計で 1 0 億 1, 7 8 6 万 7, 0 0 0 円。

負債合計は、2 0 億 6, 5 2 4 万 4, 0 0 0 円でございます。

資本の部

6 資本金、2 億 2, 7 7 3 万 7, 0 0 0 円。

7 剰余金の合計で 5, 8 2 3 万 6, 0 0 0 円

資本合計 2 億 8, 5 9 7 万 3, 0 0 0 円、負債資本合計は資産合計と一致するものでございます。

おめくりください。

1 3 ページから 1 4 ページは注記表でございますので、後ほどお目通しください。

以上、令和 8 年度簡易水道事業会計予算の説明とさせていただきます。

引き続き、議案第 7 号の説明をさせていただきます。

議案第 7 号

令和 8 年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 接続戸数 728戸
- (2) 年間有収水量 19万321m³
- (3) 主な建設改良事業

- (イ) マンホール蓋改築工事 900万円

(収益収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用中、地方公営企業法適用に要する経費の財源に充てるため、企業債160万円を借り入れる。

収 入

第1款 下水道事業収益 1億7,489万4,000円

第1項 営業収益 2,782万円

第2項 営業外収益 1億4,707万4,000円

支 出

第1款 下水道事業費用 1億7,523万4,000円

第1項 営業費用 1億5,434万8,000円

第2項 営業外費用 2,038万6,000円

第3項 予備費 50万円

おめくりください。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収額が資本的支出額に対して不足する額3,825万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35万円、当年度分損益勘定留保資金3,790万9,000円で補てんするものとする。

収 入

第 1 款 資本的収入 1 億 1, 8 3 5 万円

第 1 項 分担金 2 0 万円

第 2 項 負担金等 1 0 0 万円

第 3 項 国庫補助金 4 9 5 万円

第 4 項 企業債 6, 0 7 0 万円

第 5 項 他会計出資金 5, 1 5 0 万円

支 出

第 1 款 資本的支出 1 億 5, 6 6 0 万 9, 0 0 0 円

第 1 項 建設改良費 1, 0 0 0 万円

第 2 項 企業債償還金 1 億 4, 6 1 0 万 9, 0 0 0 円。

第 3 項 予備費 5 0 万円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明します。

下水道事業債、4 0 0 万円、起債の方法、利率、償還の方法については、先ほどの簡易水道事業と同様でございますので、省略させていただきます。

資本費平準化債、5, 6 7 0 万円

公営企業会計適用債、1 6 0 万円

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は 1 億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用、特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,592万2,000円

(他会計からの補助金)

第9条 特定環境保全公共下水道事業会計が一般会計から補助を受ける金額は、1億324万4,000円である。

令和8年3月5日提出

和東町長 馬場 正 実

続きまして、予算に関する説明書 資料No.7をお願いします。

1ページ、2ページは議案書と重複いたしますので、少しページをおめくりいただきまして、15ページをお願いいたします。

令和8年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計予算の内訳書

収益的収入及び支出

款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。主なもののみとさせていただきます。

収入

下水道事業収益、営業収益、下水道使用料2,778万3,000円。

同款、営業外収益、他会計補助金1億324万4,000円、他会計負担金459万6,000円等でございます。

続きまして、支出。

下水道事業費用、営業費用、管渠費964万8,000円、委託料で520万円、管路点検委託料、動力費で240万円等でございます。

続きまして、同款、同項、処理場費4,638万4,000円、委託料3,995万

1,000円、処理場運転管理等委託料、動力費で480万円でございます。

続きまして、同款、同項、総係費2,067万5,000円、給料で720万9,000円、職員2名分、手当で423万1,000円でございます。おめくりください。
委託料といたしまして376万円、下水道台帳システム保守管理委託料でございます。

続きまして、同款、営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息で1,722万6,000円でございます。

続きまして、資本的収入及び支出。

同じく、款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。

収入

資本的収入、国庫補助金、495万円、社会資本整備総合交付金。

企業債、6,070万円、下水道事業債等でございます。

他会計出資金、5,150万円、一般会計出資金でございます。

続きまして、支出でございます。

資本的支出、建設改良費、管渠改良費、工事請負費で1,000万円。マンホール蓋改築工事等でございます。

同款、企業債償還金、1億4,610万9,000円。企業債の償還元金でございます。

ページを戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

令和8年度和束町特定環境保全公共下水道事業

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

各項目の合計のみとさせていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、合計で4,907万1,000円。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー、合計でマイナス349万9,000円。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー、合計でマイナスの3,230万9,000円。

資金増加額、1,326万3,000円。

資金期首残高、2,646万9,000円。

資金期末残高、3,973万2,000円でございます。

続きまして、4ページから6ページは給与費明細でございますので、後ほどお目通しください。

続きまして、7ページをお願いいたします。

令和7年度和束町特定環境保全公共下水道事業予定損益計算書でございます。各項の合計のみを説明させていただきます。

1 営業収益、合計計2,607万5,000円。

2 営業費用、合計で1億4,464万円、営業利益がマイナスの1億1,856万5,000円。

3 営業外収益、合計で1億4,333万8,000円。

4 営業外費用、合計で1,982万3,000円、経常利益で495万円、当年度純利益494万8,000円となる見込みでございます。

おめくりください。

9ページ、10ページは令和7年度末時点の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどお目通しください。

11ページ、12ページをお願いいたします。

令和8年度末時点の予定貸借対照表となります。各項の合計を説明させていただきます。

資産の部

1 固定資産、合計で26億6,473万6,000円。

2 流動資産、合計で4,651万6,000円。

資産の合計は、27億1,125万2,000円。

続きまして、負債の部。

3 固定負債、合計で10億4,340万1,000円。

4 流動負債、合計で1億6,970万6,000円。

5 繰延収益、合計で1億5,489万3,000円。

負債の合計は、2億6,800万円。

資本の部

6 資本金、1億4,307万3,000円。

7 剰余金、合計で2億17万9,000円。

資本の合計、3億4,325万2,000円。

負債資本合計は、資産合計と一致するものでございます。

おめくりください。

13ページから14ページは注記表でございますので、後ほどお目通しください。

以上、令和8年度特定環境保全公共下水道事業会計予算の説明とさせていただきます。
よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後2時40分まで休憩します。

休憩（午後2時30分～午後2時40分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

以上で、理事及び各課長による令和8年度予算についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑につきましては、最初にページ数と項目を述べてから質問していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、議場出入口の上のモニターに委員の質問時間を一般質問同様に表記していますので、参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を行います。

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

それでは、何点か確認をさせていただきたいというふうに思います。

一般会計の予算に関する説明書 114 ページになります。

114 ページの野生鳥獣被害総合対策事業費についてお尋ねをします。

これまでこの対策につきましては、高齢化がある中で、猟友会の方にご尽力をいただきながらこういう対策を行っていただいていたということでございます。その中で、有害鳥獣捕獲委託であるとか、有害鳥獣被害巡視委託というのが今年度、令和 7 年度までは予算化されていたと思うんです。令和 8 年度につきましてはそれが削除というか、ついてなくて、この辺りをどのように対応されるのかなというふうに思うわけです。

予算化されていないということは、今まで猟友会の方にご協力いただいていた部分ですね、それについては職員のほうで対応されるのかどうか、その辺りの対策をお伺いしたい。

○委員長（岡田 勇君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、現在、猟友会の方々に委託している事業でございますが、今、猟友会のメンバーの方につきましては、なかなか活動のほうが活発に行えないというので、会長のみが割と主に活動されているということで、現実的に組織が弱体化しているということで、一旦仕切り直すという形を取らせていただこうかと思っております。

今ご質問の中にもありましたように、当面の間、職員、また職員では資格のない者が直接当たることはできませんので、有資格者の方に個人的に当たりまして、活動のほうをしていただいている中で、令和 8 年度中には、また組織のほうを強化していただきまして、改めて委託を進めていきたいと思います。

その節には、そのときに改めて委託料と予算補正をさせていただいて、事業のほう

を進めていきたいと思いますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

4 番、高山委員。

○4 番（高山豊彦君）

以前から、全国的でもあるんですが、やはり猟友会の方々が高齢化していった、その中でなかなか活動しづらいということはニュースでも出ていたかと思います。

その中で、京都府の令和 8 年度予算なんですが、ここに有害鳥獣総合対策事業費ということで、ツキノワグマやニホンジカ等による被害防止に向けた対策を強化ということで、特に今まででしたら、京都府も北部のほうでは熊の出没があったわけですが、南部については昨年初めてそういった目撃があったということでございます。

そういったことで、丹後・丹波地域に加えて、新たに南部地域の生息状況を調査、また、若手狩猟者育成のための訓練を実施するとなっているんですね。これは府のほうの補助なんです。ということは、今、理事が答弁あったように、これからやはりそういった若手の方の育成も必要になってくると思うんですよ。今、個人でお願いをしてということもありました。ということは、職員だけじゃなくて、いずれにしても、どなたかにお願いをしながら、そういう被害対策をしていかないといけないということになるわけですから、そういう意味では、お願いする以上、一定の予算というのは必要ではないのかな。この辺についてはどのように考えておられるか。

○委員長（岡田 勇君）

建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

お答えいたします。

ただいま質問にあったように、確かにこれにつきましては、当然ながら予算のほうも伴ってくるものとは思いますが、ただ、現状で、なかなか 4 月当初から活動が思うようにはいかないということもございますので、改めて組織、また有資格者の確保と養

成等ができましたら、すぐさま予算補正をさせていただきまして、議会のほうに諮らせていただきまして、またご審議いただいて予算をつけていきたいなと思っております。

年度当初でございますと、なかなか何か月先から動けるのかということもございましたので、今回は当初予算からは外させていただいて、令和8年度当初からはそちらの検討のほうを進めていきたいと思いますので、ご理解よろしくをお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

当然、これから春先になったら、いろんな野生鳥獣というのは出てくるのかな。活発になってくるのかなというふうに思います。先日もほかの町のほうで熊の出没の情報も出ていましたので、やはりそういったことも出てくるのかなと。

また、シカについても、昨年、東和東地域においても非常に増えたということも聞いていますし、お茶の改植された場所も食害があったりというのも昨年お聞きしていますので、早急にそういった対策が必要かなというふうに思いますので、ぜひ個人的なのか、猟友会の方との調整になるのか分かりませんが、そこはやはり対策をぜひ早急をお願いして、補正でも上げていただけたらというふうに思いますので、そこはよろしくをお願いしたいと思います。

次にですね、当初予算の概要と主要事項説明書の議会費と農林業費の説明の中で、人件費の削減ということを言われたと思うんですね。昨年来ずっとそういう話になっていますが、やはり人員が少ないという中で、業務が大変だという話は昨年もさせていただきました。ただ、先日の一般質問でもお話しさせてもらった中、建設農政課の事業をどうするのかという質問もさせてもらった中で、これからやはり採用できるように努力していくというような町長の答弁もあったかと思います。

そういうことを考えておられる中で、当初予算から人件費の削減をされているとい

うのはどういうことなのかお尋ねしたい。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

私のほうから答弁させていただきます。

当初予算につきましては、現行の人員をどういうふうに配置するかということで予算の計上させていただいております。実際に言いますと、先日ぐらいから募集をしております土木の技師、それから、その他の関係の部分の会計年度任用職員等の確保に奔走しているところでございまして、4月には、一応、定例の異動も考えております。この段階の中で若干、人員の異動もさせながら、会計年度任用職員等もうまく活用しながら、また任期付採用職員もうまく採用しながらまいりたいと思っておりますので、これにつきましては6月補正でしっかりと見直したいと思っておりますので、その点についてはご理解のほうをよろしく願います。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

6月補正で見直していきたいということなんですが、当初予算ですから、当初予算というのは、やはりその年度の事業の計画であるとか人員配置も含めて計画がそこに載っていると思うんですよ。ということは、そこで削減されているということは、それを見る限り、人員補充の考え方はないのかというふうに捉えますから、なので、当初はやっぱりつけておくべきで、予定していたけども確保できなかったということであれば、減額補正というののも考えられるのかなというふうに思いますが、手続上、逆だと思うんですよ。なので、そこはもう予算が出ていますから、6月補正しか仕方ないんですが、やはり考え方としてはそういうことだと思っておりますので、早急に、不足なところは対応していただくようお願いしたいというふうに思っておりますので、よろし

くお願いします。

次に、一般会計の説明書の４２ページです。

保育園留学推進事業ということで、今度新たに予定をされているんですが、この事業はどういったものか、説明をお願いしたい。

○委員長（岡田 勇君）

地方創生担当課長。

○まちづくり応援課地方創生担当課長（奥野雄也君）

高山議員の質問にお答えさせていただきます。

保育園留学事業とは、都市圏に住む小学生未満の子どもを持つ家族が、本町の農家民宿等に１週間から２週間程度短期で滞在していただいて、その期間中、子どもは和東保育園の一時預かりを使って通園し、親はスマートワークオフィス等でリモートワークに従事して、滞在中に本町の田舎暮らしを体験していただくというプログラムであり、来年度から導入を展開していこうということになります。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

４番、高山委員。

○４番（高山豊彦君）

要するに、移住の体験というか、一定期間、本町に住んでいただいて、その期間、保育園の子どもさんをお預かりして進めていこうということなんですね。その期間中、希望される方々は、その方々の住居、お住まいはどのように考えておられるんですか。

○委員長（岡田 勇君）

地方創生担当課長。

○まちづくり応援課地方創生担当課長（奥野雄也君）

保育園留学を希望されるご家族の滞在中は、和東町内の農家民宿等を想定しております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

4 番、高山委員。

○4 番（高山豊彦君）

農家民泊は期間的にどの程度ここにおられるのかというのがあるかと思うんですが、体験ということであれば、最低でも1週間なり2週間なりということになると思うんですね。そうしますと、その間、農泊でそれだけの長期宿泊がずっと可能なのかどうかですよ。そこは農家等民泊の方なりどういう調整をされているのか。また、こういったところですね、昨年、和歌山の日高町のほうに視察に行かせてもらったときに、そういう体験型の宿泊施設というのも準備されているわけですよ。なので、そういった準備も必要ですし、やはりそういう農泊を使うようにしっかりとそこは確保できるように押さえていかないといけないというふうに思いますし、もしあれでしたら町営の住宅もその期間を使えるようにするとか、確実に宿泊できるような体制を考えていけないといけないというふうに思いますけど、町長、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

今の点でございますが、今回の農泊というのは、基本的に地元の方としっかりとコミュニケーションを取っていただきたいということがありまして、農家民宿等をフルに活用させてほしいなということで、一応こういうことができるかということについては事務方のほうで調査をしております、数軒、何とかかなりそうだとのことですので、それで対応していきたい。あとは、和東荘とかを使いたいなと。

お試し住宅につきましては、今のところ用意はしていないのが現実でございますけれども、これはあくまでもそこに来られて、お試し住宅だけで帰られるというのであれ

ば、子どもは別として、全然、地元との交流が少なくなりますので、そういう意味も含めて、できれば、まずは農家の方とか和束の住民の方と交流していただくということも一つの目的でありますので、そこから始めたいということでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

4 番、高山委員。

○4 番（高山豊彦君）

ぜひ、そこはまたいろいろ調整もあるかと思いますが、なるべくそういう希望される方が戸惑いのないようにスムーズにその事業が進むように、しっかりその準備だけは整えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次、5 ページです。

町税についてです。

これは昨年、やはりてん茶の価格、また煎茶も含めてそうですが、農家さんは非常に収入が多かっただろうということで、住民の方の中にも、来年は事業が思い切り進むだろうなという期待を持たれている方がおられる。これを見させていただくと、合わせて約 8,000 万円ほどという増になるということなんですが、思っていたよりちょっと少ないかという感想なんですが、その辺りいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

参事兼住民課長。

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

高山委員のご質問にお答えをさせていただきます。

当初予算の段階で、ちょうど 1 月の下旬ぐらいなんですけども、その頃はまだ確定申告が始まっておりませんでしたので、この金額につきましては、4,000 万円程度少ない金額で最小予測をしておりました。

しかしながら、2 月 16 日から確定申告、私も現場のほうに出させていただきますし

て、住民の納税相談、申告相談を受けさせていただきますと、やはり一定額増える見込みがあるだろうなということで、さらに4,000万円を積み増したというような状況でございます。

私としましては、町府民税ということで住民税をいただきますので、住民税全体で合わせて1億2,000万円程度増えるのではなかろうかなと。そのうちの3分の2の8,000万円程度が町に入ってきますので、その分を計上させていただいたという次第でございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、高山委員。

○4番（高山豊彦君）

ぜひ、そういった中で確定しましたら、いろいろな事業の計画を立てていただいていると思いますが、やはり住民の方に喜んでいただけるような使い方というか、活用をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で1回目を終わります。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それでは、まず初めに、具体的なことの前に、全体として幾つかお聞きしておきたいと思うんですけども、一つは、今も話がありましたけれども、役場組織の見直しの関係です。

昨年、町長は、いわゆる組織の改定を行われて1年がたつわけですけども、この間、診療所の問題をはじめ先般の介護保険事務の誤りや、また今回の当初予算の訂正など、様々な問題も出てきているというふうに思います。そういった意味で、この1年の経過を踏まえた来年度の組織、人事の見直しというのはどのようにお考えかということをお聞きしたいんですけども、具体的に言いますと、私、去年の関係でいいますと、

二つ疑問に思っているのが、一つは先ほども出てましたけども、議会事務局ですね。

当初は２人正職体制でスタートしましたけども、半年で局長に異動させると。いわゆる今、局長を一般事務のところから一気に引き上げて局長にすると。あとは会計年度で事務のほうをしていただくということで、大変不安定なというかね、どういうつもりでそういう人事にされているのかというふうに考えざるを得ない人事をされたなというふうに思っております。

そういう点で、さっき出ていましたように、来年度、議会事務局の体制は今の体制をそのまま踏襲するようになっていきますけども、もともと正職で当たっていたところを、今後、議会の役割も大変大きいわけですから、一定、やはり今後も見直していただいて、元に戻していくことも含めて必要じゃないかということ。

それから、この間、出ていますように、診療所の事務長と保健福祉課長の兼任というのは、能力云々という以前に、いわゆる職務上、やっぱり兼任には無理があると思っています。診療所の事務長というのは、単に事務的なことをしているというよりも、やはり診療所の在り方そのものをどうしていくかということを責任を持っている方ですから、そういう意味では独立した形でおられないとなかなか難しいというふうに思っております。

そういう点でも今度新しく医師も変わっていくという状況もあるタイミングもありますので、やはり兼任は見直すべきだと思いますけども、そこも含めて町長のお考えはいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

昨年の人事につきましては、機構改革も含めまして入れさせていただいたというのが現実でございます。経験の少ない職員をあまり大きな責任を持たせるような場所に

一気に持っていくというのはかなり厳しい面がありますし、メンタル的な問題も含めて経験を積んでほしいということで、管理職にはかなり苦勞をさせているのは現実でございます。これについては、私のほうも何とかしたいという気持ちは岡本委員と同じ気持ちでございます。

ただ、経験値をできるだけ積んでいただきたいということで考えておりますが、なかなかそういうところの場所にぶつかりにくいということもありまして、その辺については今回の二つの事案等も含めて大きな損益ではないですけども、大きな事故を起こしてしまったなという反省は私もしております。その点については、住民の皆さんに一言おわびを申し上げたいというところでございます。

ただ、実情を言いますと、今年の退職者数が5人、それからいろんな特休を含めると7人、採用できるのが正職員で今回は募集をかけて1人ということでございます。そういう点も含めてセカンドキャリア、要するに退職後の方、それから会計年度任用職員の方をうまく活用しながら、また新たに随時募集もかけながら体制を立て直したいというふうに思っておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

2点目の診療所事務長の件でございます。

基本的に、私の中には会計ごとにできるだけ1人の職員を立てたいということで思っておりました。その中で、特別会計の中の介護、後期高齢、それに国保の直診勘定の三つを1人の職員に持たせるという不便と苦勞をかけたことは私も認知をしております。ただ、福祉医療の一元化ということを目指しておりましたので、その点については、もう一度、その辺の運営の部分を含めた中で今後も検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いろいろと人事のご苦勞はあるというふうには思うんですけども、やはり診療所の

事務長の問題というのは、先ほども言いましたように、能力云々とか、経験云々という以前に、やはりしっかり区別しないといけない部署だと思うんですよね。一元化しているからということも言われましたけども、やっぱりそこはしっかり区別して人事をしていただくということが私は必要だと思っておりますので、そこはぜひ今後、次の人事も含めて検討いただきたいと思います。

次に、もう一つ全体的な部分で、来年度令和8年度は総合計画が改定をされて、後期計画の初年度ということになります。後期計画の策定過程でいいますと、アンケートは16歳以上の1,500人に配られましたけども、回収は420人と28%にとどまっておりますし、また、計画案へのパブリックコメント自身も回答者がなかったということで、この間いろいろワークショップなども行われていたとはいえ、計画策定への住民参加、意見聴取というのは極めて不十分だったというふうにも思うんです。

そういった状況も踏まえて、今後この5年間の後期計画の内容を広く住民皆さんに共有いただくということや、また改めて住民要求をしっかりと聞いていく場を積極的に持つ年にしていただきたいというふうに思っておるんですけども、その辺り町長のお考えをお聞きしたいのと、具体的には、地域に行政全体として足を運んで声を聞くような地域での懇談会ですね、そういったものを改めて開かれてはどうかと思うんですけれども、その辺りかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

まさに岡本委員のおっしゃられるとおりです。私は就任以来まだ1回も住民との懇談会を開けてない。茶源郷サロンでは何回か定期的に開いていただいているところもあるんですが、住民の声を聞いていないというのが現実でございます。

そういう意味も含めまして、私も一番ショックだったのは、今回の後期計画の中の

アンケートがゼロだと、これについては私も本当ショックでしたし、もう少し行政に対して興味を持ってもらえるような行政運営に変えたいと思っています。

来年度につきましては、予算は上げておりませんが、各旧村単位ぐらいではどこかのタイミングに町政懇談会を1回ないし2回開けるような準備を進めてまいりたいと思いますので、その点については私も同感をしておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

パブリックコメント等の回答がないというのは、制度そのものの問題点というか、形式的なところもありますから、なかなか難しい面もあると思うんですけども。今、取りあえず旧村単位であったとしても足を運びたいという意向をいただきましたので、ぜひそこは検討をいただきたいと思いますし、もちろんこういう時代ですので、SNSなども含めて、そういったことも活用した意見聴取などもぜひ工夫いただきたいと思いますということも併せて要望しておきたいと思います。

それで具体的な話になりますが、まちづくりをどう進めるかという関係で、来年度、一般会計の42ページに地域力創造アドバイザーというものの事業と、それから地域活性化起業人推進事業などが新規の取り組みとして計上されております。一定そういう民間の力であるとか、また、国の指定されているアドバイザーの力を借りるということだと思うんですけども、この辺はどのように具体的に活用される予定があるのか、その辺いかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

地方創生担当課長。

○まちづくり応援課地方創生担当課長（奥野雄也君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、地域力創造アドバイザー事業ですけれども、これは地域活性化の取り組みに関する知見とかノウハウを有する外部専門家を本町に招聘して、指導や助言を行いながら、地域独自の価値とか魅力向上の取り組みを進めていくという事業になります。

この地域力創造アドバイザー事業では、まず、和束町はこれまでの地域おこし協力隊を募集してもなかなか応募が少ないという状況にありますように、隊員として採用されて活動していただいた後も、和束町に定着される方が少ないという事実があって、これを課題として捉えております。

この課題に対して、本町では、茶業以外の魅力の創出というものに取り組んでいく必要があると思っております、それによる自立化の支援を地域力創造アドバイザーの協力・ご助言等をいただきながら展開していきたいというふうに考えて、今回、予算要求をさせていただいたというところでございます。

次に、地域活性化起業人ですけれども、こちらの事業は、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間、和束町に受け入れて、ノウハウとか知見を活かしながら、地域独自の魅力や価値の向上、課題解決につながる業務に直接従事していただくという事業になります。

この事業を導入するに至った経緯等についてなんですけれども、和束町はこれまで本町のPR施策の展開に加えて、鷲峰山トンネルの開通によって交流人口は拡大傾向にあります。ただし、観光消費額というものがほかの自治体に比べてまだまだ低い状態にありますので、その効果とか恩恵が地域で十分に波及していないというふうに考えております。

その原因なんですけれども、観光消費額の向上に必須の飲食店とか宿泊施設の数が町内にはまだまだ少ないというふうに考えておまして、そうした施設の誘致とか開業支援が町としてしていく必要があるというところ、まだまだ本町はそういったノウハウに乏しいということもありますので、そういった知見やスキルのある企業の社員を本町に派遣していただいて、町職員と連携しながら課題解決に従事していただくこと

いうふうに考えたものでございます。

今後、新名神高速道路開通のインパクトもございますので、先手を打って対策を打っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

いわゆる今言われましたような民間の方のアイデアであるとか、また、いろいろ一定の専門的な知見を持たれた方の力を借りるということは、もちろん必要な場合もありますし、否定はしないわけですけども、例えば、それはずっといていただけるというわけでもありませんし、あくまで一時的な刺激というか、知見ということになります。

日常的に、また中長期的にまちづくりを担っていく中核ってあくまで職員の皆さんということになりますし、職員の方というのは単に行政事務をしていただいているということだけではなくて、やはりまちづくりのプロだというふうに私は思うんですね。ぜひ、そうあっていただきたいというところがあると思います。

そういう意味で、職員の皆さんのそういったまちづくりについての力を発揮できるような環境や仕事の在り方というのは大変大事だというふうに思っておりますし、そういうヒントは地域や住民の皆さんの中にこそあるというふうに思いますので、そういった点でも、先ほど町長が言われた地域懇談会などにも積極的に職員の方も参加いただいて、そういう機会をぜひ持っていただきたいというふうにこれは強く要望しておきたいと思います。

もう一つ、次に、物価対策について少し聞いておきたいと思うんですけども、所信表明の中でも、冒頭で町長は物価高騰の影響について触れられました。ですけども、その上で、その当初予算の中で、物価高騰対策という点での具体的な施策が何なのか、

どのように反映されているのか、その辺はいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

当初予算の中に大きく反映させているという部分については、なかなか見えてないというのは私も思っております。ただ、これにつきましては、令和7年度の補正がありました。この補正の部分をまず先に対策を講じたいと。講じた上で、また国とのやり取りの中で、いろんな補助金、交付金等も探しながら、それをまたミックスしながら町としても対応していきたいというふうに考えておりますので、その点につきましては、まずは令和7年度繰越分をしっかりと皆さんのところに届くような形の部分も考えた上で、また、それで企業さんもしくは個人さんたちが何らかの恩恵を受けられるような形になれることをまず先に先決としておきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

いわゆる具体的な令和8年度の当初としては、なかなか見えにくいという話もあったんですけども、やっぱり今、本当にこの間の中東情勢も含めて、また原油価格もどんどん上がってきているという状況もあって、さらに物価高騰が厳しくなってきているということも含めると、やはり年度当初にそういったものが見られないということとは、やはりちょっと問題だと思うんですね。

先ほど令和7年度の補正の分を令和8年度の中で充てていきたいという話なんですけども、この前の一般質問の中でその辺をちょっと触れましたけども、いわゆる交付金の使い道の関係で先日も議論してましたけど、改めて、令和8年度の部分に充てら

れるということなので、ここで聞いておきたいんですけど、やはりこの期に及んで行きますと、本当に直接的にやっぱり住民の方の支援に回していかないといけない局面だと思うんですよ。いわゆる地域ポイントを改めてもう一度という話も聞きますけども、先日も言いました1,000万円の分を京阪バスに投入して、グリーンライナーをさらに走らせるという事業は、やはり私は見直していただきたいと思うんです。そういうことに使うんじゃなくって、前にも言いましたけど、本当に今こそ水道料金の減免に充てていただきたいと。

いわゆるシステム変更には若干お金がかかるからみたいな話をされましたけども、それを言い出したら、町長に排除されてないと言われますけど、それが理由になってやらないとなれば、初めからやる気がないということだと思うんですよ。だから、国のほうの交付金との関係でいえば、一定のそういうペナルティっていうのはもうないわけですから、今ほどできる時にはないと、チャンスだというふうに思うんですよ。だから、グリーンライナーの部分はほかの部分で充当いただいて、改めて、交付金の部分については水道料金のほうに回していただきたいというふうに思うんですけども、その辺お考えの見直しはありませんか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本委員の質問に答弁させていただきます。

この部分につきましては、一般質問でも答弁させていただきましたとおりでございます。今1,000万円を充て込むという話を岡本委員のほうはかたくなにおっしゃっております。これについてうちも試算はしてないわけではなくて、試算をした結果、これを充てられるのが約2か月分の基本料金になるわけでございます。それがどうなんだという話になると思うんですけども、私が考えているグリーンライナーにつきましては、できれば乗っていただくことによって和東に来る人がその後も続くと

いうことも含めて、グリーンライナーのほうに今回の交付金の1割を充てさせていただいたというのが私の考え方でございます。

基本料金がどうのこうのということと言うんじゃないくて、一つは目先に、一つは長期的に何となく種を蒔いていくというような形を考えておりますので、この点についてはご理解を願いたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

その2か月分というのが本当に今大変なんです。それでもやっぱりやっていただきたいというぐらいの今の暮らしの状況だということを理解していただきたいと思うんです。

やはり地域ポイントでもどこまで波及しているのかということが、一定やはり検証が必要なだけに、京阪バスに1,000万円を出して、それが回り回ってどれだけ地元の事業者に来るのかとかいうことなんていうのは、もう本当に言ったら、当てにならないようなことだと思うんですよね。ですから、やはり2か月ぼっちというように多分思われているかもしれませんが、2か月の分でもそれだけの負担が減ればどれだけ助かるかということですので、もうちょっと暮らしの状況をよく見ていただいて、どこに充てるべきかということをぜひそこはもう一回考えていただいて実施していただきたいなというふうに思いますので、そこはちょっと強く要望しておきたいと思います。

取りあえず以上です。

○委員長（岡田 勇君）

2番、宗委員。

○2番（宗 健司君）

では、私のほうからは、介護保険特別会計の13ページですね、介護サービス等諸

費に関連しまして、3月5日に諸般の報告で町長のほうからも出ていましたように、介護保険の算定ミスがあったと思います。これに関して、1被害者の身内としてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、今回どうしてこのようなミスが起こったのか、現場のほうからお答えください。

○委員長（岡田 勇君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの宗委員のご質問にお答えいたします。

先般の町長の諸般の報告でもありましたとおり、保健福祉課所管の事務におきまして、介護保険負担限度額の事務に誤りがありました。関係する皆様に多大なご迷惑をおかけしたことをこの場をもって深くまずおわび申し上げたいと思います。

続きまして、概要と経過でございます。

今回のことにつきましては、施設サービスの利用者の中で、町民税非課税世帯の方が介護施設に入所した場合や短期入所を利用した場合、食費・居住費について軽減されるというようなシステムがございます。その中で、所得や預貯金に応じて負担限度額が設定されるんですが、そこで費用負担が軽減されるというようになっております。

詳しく申しますと、令和8年2月18日に新規の負担限度額認定の申請がございました。当課の担当職員がシステムで段階を確認し、表示された段階に対して通帳を確認させていただきましてところ、非課税年金を受給されていることに気がつきました。再度システムを確認しましたところ、今年度に係る非課税年金の取り込みをしてはありましたが、次の手順である突合処理が漏れているということに気づきまして、本来の負担限度額の認定に誤りがあるということに気がついたものでございます。負担限度額が軽減されているということをそこで初めて確認したものでございます。

このことから、認定事務の点検を実施したところ、さらに同様の認定誤りがほかに

19名の方についてあったということが確認できました。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、宗委員。

○2番（宗 健司君）

経緯のほうは大体分かりました。ただ、その前の7月までは通常に請求されていたわけですね。私のほうは職員の方から説明を受けました。でも、あれは単純な初歩的なミスであって、当初の段階で見つけようと思えば見つけられたと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの宗委員のご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおりでございます。前年度と比較すれば確認もできたところだというふうに認識はしております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、宗委員。

○2番（宗 健司君）

ありがとうございます。

それでは、あと、新聞とか出ている時点では確定した数字じゃなかったと思うんですけども、その数字が確定されたのかどうか、総額229万円、高い方であれば20万円という方々の返済方法についてどのようにお考えか教えてください。

○委員長（岡田 勇君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの宗委員のご質問にお答えさせていただきます。

一定、金額のほうは、今回7施設ございますが、3月10日昨日以降、施設のほうで順次出していただけるということになります。また、施設のほうから本町に連絡をいただきまして、金額を利用者にお伝えして、支払方法の相談など、積極的に対応していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、宗委員。

○2番（宗 健司君）

ありがとうございます。

あと、私のほうも被害者の家族の方とかいろんな方とお話ししまして、ある被害者の方が発見して施設のほうに、「これ、少ないんじゃないか」というふうに問合せをされたらしい。そしたら施設の方は、「町のやることだから間違いがない」と言って、行かれた方もそれで引き下がったというか、納得された。そのような状況の中で、町長、どうお考えでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

このたびの今回の件につきましては陳謝する以外ほかにはございません。誠に申し訳ございません。初歩的なミスというのはそういうことでございます。軽減されたというところには軽減の事務は行っておったんですけども、遺族年金、障害年金をもらっている方の部分が加算されていなかったため、その部分が差額となって、今、宗委員が言われるように被害者という形になるとは思っております。

これにつきましては先ほど担当課長が答弁しましたように、施設だけの問題で解決

することはまずできないと思っていますので、施設と町のほうが一体となってくちつと整理させていただきたいというふうに考えておりますので、その点につきましてはよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2 番、宗委員。

○2 番（宗 健司君）

では、今後よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

それでは、次に一般会計の78ページ、健康福祉交流センターの関係についてですけども、いわゆる「chanova」というのが開設されてほぼ1年がたとうとしているわけですけども、特に当初、施設の利用料の減免規定についてのお話がいろいろあったと思います。やはりそこに利用される方の団体であるとか、サークルであるとかいう人たちが使いにくいということで、いろんな声が今もあります。そういう点で、今後、令和8年度以降につきましてはしっかり減免規定を設けて、どういう場合に減免されるのかというところをしっかりと確定した上で業務に当たっていただきたいと思っているんですけども、その辺のお考えはいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

私のほうから答弁させていただきます。

岡本委員の質問でございます減免の部分に関しましては、基本的に、町に登録もしくは社協に登録等をしていただいている団体につきましては、基本的に減免と同じ対

応を取らせていただいているというのが現実でございます。

個人の使用につきましては、応分の負担ということは、私が就任当初からいろんな部分について応分の負担を住民にお願いをしている部分でございますので、この点については、使用される方等々について、ご相談等々はまた担当課のほうで乗っていくようにさせていただきますので、その点についてはご理解願いたいと思います。

ただ、今、岡本委員が言われるように、一定、使い勝手が悪いというお声を聞くこともありますが、反対に占有されないということで、こういう形のほうがいいという話が出てきているのも事実でございますので、その点については、利用者のほうにも二分したご意見があることについては申し添えたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

社協とかで登録している団体であれば、減免しているなんてことはないです。いわゆる社協が主催とか、教育委員会の主催とか、そういう主催事業等については予算を組んで、実質0円みたいな感じになるところもありますけども、例えば、具体的に、ボランティアサークルとか、文化団体とかが自分たちの活動のためにここを使いたいとなったときに機械的に減免されるのかといたらそうじゃありません。だから、そこはやはり実態をちゃんとつかんでもらいたいというふうに思うんですね。

先ほど住民の中にもいろいろ声があるというふうに言われましたけど、それはそうでしょう。いろいろな声があると思いますけども、ただ、これは公共施設としての在り方の問題なんですよ。

これは委員会でもちょっと言いましたけど、例えば、精華町の町立体育館、コミュニティセンター管理運営規則というのがあるんですけども、これはいわゆる条例で減免できますというふうにしておいて、その上で詳細に規則で定めているんですね。その中で、例えば、どういうふうな場合に減免するかということで、町の機関が主催し

た場合とか、区または自治会が使用する場合とか、社会福祉協議会に登録されたボランティア団体が本来の活動で使用する場合とか、いろいろずっと書いてあるわけですよ。こういう場合に全額補助になります、免除になります、5割減額になりますということが具体的に書いてあるわけです。こうじゃないと駄目だと思うんですよ。

それぞれが使って、それも欲しいけど減免できるだろうかと相談があって、そのたびにどうでしょうかねみたいな話をしながら、では、この場合はいいでしょうとか、そんなことでは駄目だと思うんですよ。ちゃんと公共施設を運営する町として責任を持って運営するというのであれば、どういう場合に減免になりますという規定を設けるとするのは町として当たり前のことだと思うんですよ。

例えば、和東町の健康福祉交流センターの使用減免申請書というのは一応ありますよ。あるけども、何も書いてないから、どういう場合に減免になるのかとかいうことなんて分からないじゃないですか。一応は事務的にあるけども、具体的にどういう場合にどれだけの減額がありますということ自身は規定されてないから、はっきり言ったら申請しようがないんですよ。

だから、私が言っているのは、公共施設としてあるべき規定をちゃんと設けて運営してくださいって言っているだけの話なんです。だから、1年もそういう形で運営されてきたわけですから、ちゃんとこういう雛形もあるわけですから参考にいただいて、それぐらいのことはちゃんと整備していただきたい。できますよね、どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本委員の質問に答弁させていただきます。

言われるとおり、今の状況の中で1年間経過しておりますので、規則不十分のご指摘についてはご理解させていただきますし、うちの説明不足という部分については陳謝申し上げます。

それを併せまして、もう少し説明できるような規定規則については順次定めていけるような形を取りたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

説明不足じゃないんです。整備不足なんです。だから、こういうことは当初からちゃんと規定しておかないと、この前の条例提案を取り下げられたやつがありましたよね。あれも同じことですよ。要は、そういう規定もちゃんと規則で定めもせずに条例だけぽんと出してきて、町長が認めた場合はぐらいいい話でやろうとしていると、そんなことはどこでもやっていませんから、ですので、ちゃんとやはり公共施設として運営できるように、それに基づいて多くの住民の方、また団体の方が適切にやっぱり減免を受けられるように早急に改善していただきたいと、これは強く要望しておきたいと思いますし、せめて次の6月議会までにはできているというふうにしていただきたいと思いますので、そこはよろしくお願いしますと思います。

それで、もう一つ、健康福祉交流センターの関係でいいますと、やはり先ほど言われましたように、いろんな意味で福祉や医療とかね、そういったものを一体化していくということでスタートしました。その際に、これを今後そういう拠点として運営していく上でも、必要な専門職を置いていく必要があるということを以前もお話したというふうに思います。

そこで、ちょっと町長にお聞きしておきたいんですけども、まず、「c h a n o v a」自身の特に診療所の在り方等の問題については、退任される牛込先生のお考えと
うか、そういったものを大きく反映した中でスタートしたと思います。そういう意味で、施設的な配置もあったと思います。ですが、残念ながら、今回退任されるということになりまして、新しい先生が来ていただくということになったわけですけども、やはり専門も全然違いますし、そういう点では、今後の診療所の在り方とか、ここの

「c h a n o v a」の健康福祉の拠点としての在り方というのはどのように変わっていくものなのか、その辺はいかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

牛込医師につきましては、外科医ということでございます。今回お願いさせていただいたのは、循環器内科の先生でございます。牛込医師の中にありましたリハビリですね、回復期の医療については今後も継承していきたいということに私は思っておりますので、そういう形での診療体制は維持していきたいという中で、今年度4月からなりますけども、循環器内科系の医師にお願いしながら、整形の医師に月2回程度入っていただけるようなシフトを組むとか、それから以前からずっと信頼を持って診てもらっておられる医師をそのまま来ていただくとか、また、わらくとの連携も含めながら、わらくとの関係の医師に来ていただくという形で、牛込医師からの思いについてはできる限り継承しながら、また新たな先生の中で新たな動きもつくっていききたいというように思っておりますので、この点についてはご理解のほうをよろしく願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

例えば、センターと役場の渡り廊下を渡ったところの入ったところに、よくスポーツジムにあるような機器を置いてありますよね。あれは社協のほうで希望者を登録いただいて、その上に基づいて使用していただくということにはなっておりますが、ただやはりあれも正しく使わないと逆に体を傷めたりとかいうことにもなるものですから、やはり危険というか、本当は一定専門的な知見というか、そういったものも含め

て利用していただくことが必要だと思います。

そういう大変高価な機器も導入いただいたことを生かす上でも、例えば、そういうリハビリ関係でいいますと、作業療法士などはどうしても今後必要になってきますし、そういう配置もやはり今後検討いただく中で、やはり合理的に効果が上がるように進めていただく必要があるんじゃないかというふうにも思うんですけども、その辺の今後の配置というのはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本委員のご質問に答弁させていただきます。

そのために去年の秋ぐらいから奔走させていただいたんですけども、リハビリに関して、回復期医療についての動きをつくりたいというのが私の思いでございます。確かに、スポーツインストラクターとか、そういう方を雇えばいいという話にもなるかとは思いますが、使用頻度がまだそこまで上がっていないのも事実でございますので、その点については、特に回復期医療に係る専門医の月何回かの派遣というのをずっと考えておりましたので、それについては何とかこの4月に協定が結べるというところまでたどり着いておりますので、ここをうまく伸ばしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

そこはぜひ前向きに検討いただきたいというふうに思います。

もう1点、これは福祉課長にお願いしたいんですけども、やはりもう1人というか、専門職でいいますと管理栄養士というものをやっぱり専任でしっかりと置いて、町全体の住民の方の栄養であるとか、それに基づくいろんな事業を指揮いただくという方

が私は大変必要だと思っております。

特にこの間、以前ボランティアのグループの中で、いわゆる食会のそういった事業をやっていたでいたグループがありましたけども、ここも残念ながら活動を今されていないという状況になっております。そういった方たちをやはり今後育成していく、また活用していくという状況をつくっていくためにも、やはりそこに精通した方を今後入っていただくということは大変意味があるんじゃないかと。

これは災害時の被災者に対する栄養の関係とかも管理いただく上でも、大変大事なことになっておりますので、その辺、今後こういった専門職の配置というのは、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

保健福祉課長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、栄養士といたしまして、2名の方に委託して来ていただいている現状がございます。また、委員おっしゃるようなプロパーというような形では、また事業の方も考えていかなければならないというふうになりますので、現時点で委託でいきたいと。また今後、長い目で見てプロパーも考えていきたいと、このように考えているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

そういったいわゆる事業ごとに聞いていただくということも必要なんですけども、やはり町としてそういった方をしっかりと確保していくということは大変大事だと思いますので、ぜひ、そこはよろしくお願いしたいと思います。

次に、130ページの災害対策の関係なんですけども、一つは、今度、いわゆる避難所等への標識のやり替えというのを一応予定していただいているというように伺ってるんですけども、具体的にどのようなものをお考えなのか。いわゆる浸水想定も含めてですけども、一応、予定されているとは聞いているんですが、その辺り、一定、説明いただけますでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

災害関連標識の更新についてでございますけども、こちらにつきましては、現在、避難所等の看板が大変古くなったり見えにくかったということでございますので、こちらのほうの更新と、それに合わせまして、想定浸水の看板も「chanova」のほうには設置させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

浸水想定については、「chanova」のところもそうなんですけども、ほかの公共施設も含めて、ぜひ、また考えていただけたらと思うんですが。あと、避難所等への案内表示については、今の分というのも、当初からやはりちょっと見にくいということもありましたし、表示として大変小さかった面もあります。ですので、他町村のされているような標識もまた参考にいただいて、どなたでもよく分かるような、また外国人の方も最近多いですので、そういったことも含めて、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

あわせまして、災害対策という点でいいますと、やはり避難所の関係というのがあるわけなんですけども、いわゆる避難所指定されている学校の体育館の避難所の環境をそ

いう意味でもちゃんとしていくという意味で、空調の整備ということが必要だと思います。

今度は小学校のほうで教育という部分ではありますけども、ホールについては進められているというのは聞いておりますし、それ自身は大変ありがたいことだと思うんですけども、今後中学校の体育館も含めまして、小中学校の体育館での空調設備の整備というのが急がれると思うんです。

情報では、南山城村の学校のほうでそういった方向性も示されたというふうには伺っておるんですけども、そこはどういう情報かはあれですけども、町として、避難所の環境改善ということも含めて、小中学校の体育館の空調設備についての今後の見通しですね、令和８年度はどの程度具体化いただけるか、その辺いかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本委員のご質問に答弁させていただきます。

南山城村の件につきましては、私の認識とは違う部分についてまず初めになんですけど、実のところ言いますと、現在、東部３町村のみが体育館の空調の計画が出ていないのが現実でございます。これは東部３町村の首長が今一番頭を悩ましているところであるというのが現実でございます。

体育の授業に対しての空調というのは、本来つけてあげたいという気持ちはあるんですけども、費用対効果の部分でなかなか難しい点があります。ただ、防災面につきましては、今回、小学校のホールにつけるといふのはまた別の話でありまして、校長先生方と今度また新たに来られる教育長とも話をしていく件ですけども、東部３町村、特に和東町につきましては、空き教室がめちゃくちゃ出てきているのが現実でございます。空き教室と特別教室と学校施設の組み合わせを考えながら、何とか防災面についてはやり繰りしたいというのが私の思いでございます。

体育館の空調につきましては、今後いろいろな補助事業等も含めながら、いろいろな形を含めて考えたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

この件については昨年来もお話ししてましたように、一定、文科省のほうの空調設備の整備についての補助金等ですね、一定、かなり有利な制度もございますし、そこは十分ご存じだと思いますけども、それもぜひ活用もいただいて、年々、夏の暑さというのも厳しくなってきておりますので、避難所という点でも、教育現場という点でも、今は大変厳しい状況がありますので、ぜひ、それは早急に具体化いただきたいと思いますので、これは強く要望しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

質疑の途中ではありますが、本日の予算特別委員会はこれくらいにとどめ、延会したいと思います。

なお、次回の予算特別委員会は、明日 12 日午前 9 時 30 分より本議場で開会いたしますので、ご参集願います。

本日はご苦労さまでした。

午後 3 時 45 分 延会

令和 8 年 3 月 1 1 日

予算特別委員会委員長 岡 田 勇